
5 0 0 8 . 輸 入 申 告 変 更 事 項 登 録

業 務 コー ド	業 務 名
I D A 0 1	輸 入 申 告 変 更 事 項 登 録

1. 業務概要

「輸入申告（IDC）」業務後、許可・承認前（特例申告に係る事項登録の場合は、輸入（引取）許可後）に以下の手続（以下、輸入申告等という。）に係る変更事項を登録または訂正する。

申告等種別	手続き名	備考
C	輸入申告（申告納税）	輸入許可前貨物引取（以下、「BP」という。）承認申請を含む。
F	輸入申告（賦課課税）	
Y	輸入申告（少額関税無税）	航空のみ入力可能。 BP承認申請を含む。
H	輸入（引取）申告	
N	特例委託輸入（引取）申告	以下、輸入（引取）申告を含む。
J	輸入（引取・特例）申告	
P	特例委託輸入（引取・特例）申告	以下、輸入（引取・特例）申告を含む。
T	特例申告	IDA01業務のみ入力可能。
V	特例委託特例申告	IDA01業務のみ入力可能。 以下、特例申告を含む。
S	蔵入承認申請	
M	移入承認申請	
A	総保入承認申請	
G	展示等申告	
K	蔵出輸入申告（申告納税）	BP承認申請を含む。
D	蔵出輸入申告（賦課課税）	
U	移出輸入申告（申告納税）	製造または加工されない外貨原料品に係る申告を本業務で対象とする。BP承認申請を含む。
L	移出輸入申告（賦課課税）	製造または加工されない外貨原料品に係る申告を本業務で対象とする。
B	総保出輸入申告（申告納税）	製造または加工されない外貨原料品に係る申告を本業務で対象とする。BP承認申請を含む。
E	総保出輸入申告（賦課課税）	製造または加工されない外貨原料品に係る申告を本業務で対象とする。
R	蔵出輸入（引取・特例）申告	以下、輸入（引取・特例）申告を含む。

ただし、BP承認後の場合は、輸入許可前引取貨物の輸入申告（以下、「IBP」という。）に係る審査終了前とする。

また、「予備申告」に係る変更事項についても本業務で登録する。

本業務登録時に該当する貨物情報がシステムに登録されている場合は、当該貨物情報を利用することができる。

なお、本業務により輸入申告等の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ税関に申し出た後に行う。

他法令手続の証明をシステムにより行おうとする場合は、本業務でその旨を入力する。

貨物到着前輸入申告扱いを利用する場合は、本業務でその旨を入力する。

関税割当証明書提出猶予申請をする場合は、本業務でその旨を入力し、併せて実施することができる。

原産地証明書提出猶予申請または原産品申告書提出猶予申請をする場合は、本業務でその旨を入力し、併せて実施することができる。

個別納期限延長申請をする場合は、本業務でその旨を入力し、併せて実施することができる。

特例申告納期限延長申請をする場合は、本業務でその旨を入力し、併せて実施することができる。

本業務は、税関の開庁時間、貨物の通関予定蔵置場への搬入（予備申告にかかる変更事項登録の場合のみ）にかかわらず行うことができる。

登録した輸入申告等変更事項はＩＤＣ業務または「輸入申告変更（ＩＤＥ）」業務までの間任意に訂正できる。

また、予備申告後の場合でＩＤＣ業務時に開庁時申告を選択した場合は、輸入申告等起動前であれば本業務により輸入申告等事項の訂正をすることができる。

登録した輸入申告等変更事項は以下の全てを満たす場合に自由化申告として扱われる。

- ①申告日（予備申告変更の場合は本業務が入力された日）において輸入者が特例輸入者、または入力者が認定通関業者である旨が登録されている（以下、当該輸入申告等をＡＥＯ申告という）。
- ②あて先官署と蔵置官署が一致しない。ただし、同一官署判定処理にて同一官署として判定された場合を除く。
- ③申告先種別コードに「Ｔ：特別通関貨物」または「Ｒ：一般申告（緊急通関貨物）」の登録がない。
- ④輸入貿易管理令第３条等識別に「Ｗ：ワシントン条約付属書Ⅰ～Ⅲに該当する輸入許可書または各種証明書等を取得している場合」の登録がない。（税関を跨らない場合のみ判定。税関を跨る場合には自由化申告として扱う。）
- ⑤申告貨物識別に「Ｘ：ＭＤＡ貨物」の登録がない。
- ⑥あて先官署が政令派出所でない。

2. 入力者 通関業

3. 制限事項

○：チェックを行う、空白：チェックを行わない

チェック	申告等種別							
		C F	Y	H N	J P R	T V	S M A G	K D U L B E
1	入力欄数は９９欄以下であること。	○		○	○	○	○	○
2	内国消費税等（地方消費税及び特殊関税を含む）の種類が６種類以下であること。 なお、特殊関税とは、以下、不当廉売関税、緊急関税、報復関税、相殺関税及び対抗関税のことをいう。	○			○	○	○	○
3	邦貨換算後のインボイス価格、運賃、保険金額、評価補正基礎額及びＦＯＢ価格は１３桁以下であること。	○	○	○	○	○	○	○
4	算出された課税価格、関税課税標準額及び内国消費税等課税標準額は１３桁以下であること。	○	○		○	○	○	○
5	算出された関税額及び内国消費税等税額は１１桁以下であること。	○	○		○	○	○	○
6	入力された按分係数の合計が１８桁（小数点を含む）以下であること。	○			○	○	○	○
7	システム換算後の入力された数量は整数部１４桁以下、かつ、合計した値が１億トン未満または１億キロリットル未満であること。	○		○	○	○	○	○
8	従量税率に係る課税標準数量は課税標準単位に換算後１２桁（小数点を含む）以下であること。	○			○	○	○	○
9	統計数量への換算を要する品目である場合は、換算後の統計数量は１４桁以下であること。	○		○	○	○	○	○

	チェック	申告等種別						
		C F	Y	H N	J P R	T V	S M A G	K D U L B E
10	豚肉等の差額関税を適用する場合は、課税標準数量は12桁以下、かつ、1000トン未満であること。	○			○	○	○	○
11	航空の場合は、貨物の総重量が1000トン未満であること。	○	○	○	○		○	○
12	入力欄数は1欄であること。		○					
13	入力された品目コードの先頭2桁が「98」及び「99」以外の場合は、課税価格が201,000円未満であること。 ただし、少額合算貨物である旨の入力がされた場合は、当該チェックは行わない。		○					
14	入力された品目コードの先頭2桁が「98」の場合は、課税価格が10,000円以下であること。		○					
15	入力された品目コードの先頭2桁が「99」の場合は、課税価格が200,000円以下であること。		○					
16	本業務により発生する枝番は、9以下であること。	○	○	○	○	○	○	○

4. 入力条件

(1) 入力者チェック

- ①システムに登録されている利用者であること。
- ②輸入申告DBに登録されている申告者と同一であること。
ただし、申告等種別が「T」の場合は、チェックを行わない。
- ③輸入申告等変更事項訂正の場合は、輸入申告DBに登録されている変更事項登録者と同一であること。
- ④システムで払い出された本船・ふ中扱い承認申請番号を入力した場合は、本船・ふ中扱い承認申請DBに登録した通関業者と同一であること。または、当該通関業者に対して、申告等予定者が申告可能な旨がシステムに登録されていること。
ただし、BP承認後の場合または申告等種別が「T」または「V」の場合は、チェックを行わない。
- ⑤電子インボイス受付番号の入力があった場合は、インボイス・パッキングリストDBに登録されている通関申告予定者と同一であること。または、通関申告予定者に対して、申告等予定者が申告可能な旨がシステムに登録されていること。
- ⑥申告等種別が「N」または「P」の場合は、本業務が入力された日において認定通関業者であること。
ただし、通常申告または本申告後の場合は、チェックを行わない。

(2) 入力項目チェック

(A) 単項目チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

(B) 項目間関連チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

(3) 輸入申告DBチェック

- ①入力された申告等番号が輸入申告DBに存在すること。
- ②輸入申告等（BP承認申請を含む。）または予備申告が行われていること。
- ③IBPに係る審査終了が行われていないこと。

④輸入許可等となっていないこと。

ただし、入力された申告等種別が「T」または「V」の場合は、輸入（引取）許可後特例申告受理前であること。

⑤展示等不承認となっていないこと。

⑥特例申告期限日を過ぎていないこと。

⑦以下の登録が行われていないこと。

「輸入申告等手作業移行」

「輸入申告等撤回」

「特例申告手作業移行」

⑧申告等種別コード欄に「Y」の入力があった場合は、他法令手続の証明をシステムにより行う旨が登録されていないこと（航空のみ）。

(4) 資金DBチェック

①「領収確認（RCC）」業務が行われていないこと。

②「減額調定・不納欠損登録（GFG）」業務が行われていないこと。

(5) 貨物情報関連チェック

以下の場合以外にチェックを行う。

①BP承認後の場合

②最初蔵入等承認年月日欄に入力がある場合

ただし、蔵出輸入申告（蔵出輸入（引取・特例）申告を含む）または再蔵入承認申請の場合で、通関予定蔵置場が蔵入承認済貨物の貨物管理を行う蔵置場としてシステムに登録されている場合は、チェックを行う（海上のみ）。

③申告等種別が「T」または「V」の場合

④郵便物である旨の入力がある場合

(A) 海上の場合

入力されたB/L番号が貨物情報DBに登録されている場合は、以下のチェックを行う。

なお、一括申告する場合は、入力されたB/L番号の仕分けの子でチェックを行う。

また、項目の一致チェックまたは比較チェックについては、当該項目が、貨物情報DBに登録されている場合のみ行う。

(a) 輸入貨物であること。

(b) 他の輸入申告等がされていないこと。（蔵出輸入申告（蔵出輸入（引取・特例）申告を含む）または再蔵入承認申請の場合を除く）

(c) 蔵出輸入申告（蔵出輸入（引取・特例）申告を含む）または再蔵入承認申請の場合は、以下のチェックを行う。

①蔵入承認済貨物であること。

②蔵出輸入申告中または再蔵入承認申請中でないこと。

③蔵出輸入許可となっていないこと。

(d) 入力された通関予定蔵置場に貨物が蔵置されていること。

ただし、予備申告に係る変更事項登録の場合は除く。

また、本船・ふ中扱い貨物の場合及び貨物到着前輸入申告扱いの場合は除く。

なお、複数のB/L番号が入力されている場合は、以下のすべてを満たすこと。

①輸入申告DBに登録されている通関予定蔵置場に蔵置されている貨物が1つ以上あること。

②すべての貨物が蔵置税関の管轄する保税地域に蔵置されていること。

(e) 仕分けの親となっていないこと。

(f) 混載仕分けの親となっていないこと。

(g) 訂正保留中となっていないこと。

- (h) 一括申告する場合は、仕分けの子が5 B/L以下であること。
- (i) 以下の登録がされていないこと。
- ①「廃棄届受理」
 - ②「亡失届受理」
 - ③「減却承認」
 - ④「現場収容」
 - ⑤「税関内収容」
 - ⑥「その他の搬出承認」
- (j) 貨物手作業移行されていないこと。
- (k) 削除対象となっていないこと。
- (l) コンテナ扱いで通関する場合は、デバンニングされていないこと。
- (m) 貨物情報DBに本船・ふ中扱い承認申請番号が登録されていた場合は、同一の本船・ふ中扱い承認申請番号が入力されていること。
- (n) 他所蔵置場所で通関する場合は以下のチェックを行う。
- ＜A＞輸入申告等（予備申告を除く。）が行われている場合は、以下のチェックを行う。
- ①貨物情報DBに他所蔵置許可申請番号が登録されていること。
 - ②貨物情報DBと同一の他所蔵置許可申請番号が入力されていること。
 - ③本業務の入力日が他所蔵置の許可期間内であること。
- ＜B＞予備申告中の場合で、他所蔵置許可申請番号が入力された場合は、貨物情報DBに登録されている他所蔵置許可申請番号と一致すること。
- (o) 通関予定蔵置場コード欄に到着即時輸入申告扱いに係る保税地域コードの入力がある場合は、以下のチェックを行う。
- ①混載貨物でないこと。
 - ②コンテナ詰貨物であること。
 - ③仮陸揚貨物でないこと。
 - ④船卸確認登録が行われていないこと。
 - ⑤システム外搬入貨物でないこと。
 - ⑥「積荷目録情報登録（MFR）」業務で登録されたコンテナオペレーション会社コードが「99999」でないこと。
- (p) 通関予定蔵置場コード欄に貨物到着前輸入申告扱いに係る保税地域コードの入力がある場合は、以下のチェックを行う。
- ＜A＞予備申告中の場合で、船（取）卸港コード欄に入力された項目が、貨物情報DBに登録されている内容と一致する場合は、仮陸揚貨物でないこと。
- ＜B＞通常申告または本申告後の場合は、仮陸揚貨物でないこと。
- ＜C＞仮陸揚貨物でない場合は、以下のチェックを行う。
- ①船卸確認登録が行われていないこと。
 - ②システム外搬入貨物でないこと。
 - ③混載子B/Lの場合は、対象の混載親B/Lの船卸確認登録が行われていないこと。
- (q) 貨物個数欄に入力された項目が、貨物情報DBに登録されている内容と一致すること。
- (r) 積載船舶コード欄に入力された項目が、貨物情報DBに登録されている内容と一致すること。
- ただし、通関予定蔵置場コード欄に貨物到着前輸入申告扱いに係る保税地域コードの入力がある場合で、仮陸揚貨物である場合を除く。
- (s) 船（取）卸港コード欄に入力された項目が、貨物情報DBに登録されている内容と一致すること。
- ただし、通関予定蔵置場コード欄に貨物到着前輸入申告扱いに係る保税地域コードの入力がある場合で、仮陸揚貨物である場合を除く。

- (t) コンテナ扱い本数欄に入力された項目が、貨物情報DBに登録されている内容と一致すること。
ただし、予備申告に係る変更事項登録の場合は、コンテナ扱い本数欄に入力された項目が、貨物情報DBに登録されている内容以下の値であること。
また、一括申告の入力または複数のB/L番号が入力された場合は、貨物情報DBに登録されているコンテナ本数の合計が999を超えていないこと。

- (u) 一括申告等識別欄に入力がある場合は、以下のチェックを行う。

ただし、予備申告に係る変更事項登録の場合で、貨物が申告可能な蔵置状態でない場合は、チェックを行わない。

<A>予備申告に係る変更事項登録の場合

- ①一括申告等識別欄に「C」が入力されている場合は、コンテナ貨物のみであること。
- ②一括申告等識別欄に「M」が入力されている場合は、コンテナ詰めされていない貨物のみでないこと。

通常申告または本申告に係る変更事項登録の場合

- ①一括申告等識別欄に「C」が入力されている場合は、コンテナ貨物のみであること。
 - ②一括申告等識別欄に「M」が入力されている場合は、コンテナ貨物とコンテナ詰めされていない貨物が混在していること。
 - ③一括申告等識別欄に「L」が入力されている場合は、コンテナ詰めされていない貨物のみであること。
- (v) 複数のB/L番号が入力されている場合は、以下のチェックを行う。
ただし、予備申告に係る変更事項登録の場合は、チェックを行わない。
- ①一括申告等識別欄が入力されている場合は、分散蔵置していること。
 - ②一括申告等識別欄が入力されていない場合は、分散蔵置していないこと。

(B) 航空の場合

入力されたAWB番号が輸入貨物情報DBに登録されている場合は、以下のチェックを行う。

また、項目の一致チェックまたは比較チェックについては、当該項目が、輸入貨物情報DBに登録されている場合のみ行う。

- (a) ULDでないこと。
- (b) MAWBでないこと。
- (c) 一般仮陸揚貨物でないこと。
- (d) 仮・仮貨物でないこと。
- (e) 国外向け機移し貨物でないこと。
- (f) 他空港向一括保税運送仮陸揚貨物でないこと。
- (g) システム外向けの他空港向一括保税運送貨物でないこと。
- (h) HAWBの場合は、入力されたMAWB番号と輸入貨物情報DBに登録されているMAWB番号が同一であること。
ただし、予備申告中の場合は、入力がある場合のみチェックを行う。
- (i) AWBの場合は、MAWB番号の入力がされていないこと。
- (j) 他の輸入申告等がされていないこと。
- (k) 輸入マニフェスト通関申告がされていないこと。
- (l) 機用品蔵入等承認申請がされていないこと。
- (m) 以下の登録がされていないこと。
 - ①「外貨機用品積込承認（個別）」
 - ②「外貨船用品積込承認」
 - ③「廃棄届受理」
 - ④「滅却承認」

- ⑤「亡失届受理」
- ⑥「保税運送承認」
- ⑦「税関内収容」
- ⑧「現場収容」
- ⑨「登録情報削除容認」
- (n) 貨物手作業移行されていないこと。
- (o) 積戻し貨物としての仕分けまたは仕合せがされていないこと。
- (p) 仕分け親でないこと。
- (q) システム外の保税蔵置場への保税運送申告がされていないこと。
- (r) 到着即時輸入許可貨物の場合で、本申告自動起動後の変更の場合は、以下の条件（以下、「突合」という。）を満たしていること。
 - ①通関予定蔵置場に全量蔵置されていること。
ただし、HAWBの場合で、通関予定蔵置場が「混載貨物確認情報登録（HPK）」業務を不要として登録されている場合は除く。
 - ②スプリット貨物の場合は、全量到着済であること。
ただし、スプリット情報仕分けされた貨物は除く。
- (s) 入力された以下の内容と輸入貨物情報DBに登録されている内容が同一であること。
 - ①貨物個数
 - ②貨物重量（グロス）
 - ③積載船（機）名（予備申告中の場合は、入力がある場合のみチェックを行う。）
 - ④入港年月日（予備申告中の場合は、入力がある場合のみチェックを行う。）
 - ⑤船（取）卸港コード（予備申告中の場合は、入力がある場合のみチェックを行う。）
- (t) 輸入貨物情報DBに登録されている以下の内容に不明なものがないこと。
 - ①積載船（機）名
 - ②入港年月日（HAWBの場合で、通関予定蔵置場がHPK業務を不要として登録されている場合は除く。）
 - ③船（取）卸港コード
- (u) 入力された積載船（機）名、入港年月日及び船（取）卸港コード（以下、「積載機情報」という。）と輸入貨物情報DBに登録されている積載機情報が同一であること。
なお、スプリット貨物である場合は、輸入貨物情報DBに登録されている複数の積載機情報のいずれかと同一であること。
- (v) 他所蔵置場所で通関する場合は以下のチェックを行う。
 - <A>輸入申告等（予備申告を除く。）が行われている場合は、以下のチェックを行う。
 - ①輸入貨物情報DBに他所蔵置許可申請番号が登録されていること。
 - ②輸入貨物情報DBと同一の他所蔵置許可申請番号が入力されていること。
 - ③本業務の入力日が他所蔵置の許可期間内であること。
 - 予備申告中の場合で、他所蔵置許可申請番号が入力された場合は、輸入貨物情報DBに登録されている他所蔵置許可申請番号と一致すること。
- (w) 通関予定蔵置場コード欄に到着即時輸入申告扱いに係る保税地域コードの入力がある場合は、以下のチェックを行う。
 - ただし、輸入申告等（予備申告を除く。）が行われている場合は除く。
 - <A>AWBの場合
「AWB情報登録（輸入）（ACH）」業務等が行われていないこと。
 - HAWBの場合
<a>以下のいずれかの条件を満たすこと。

- ①HAWBについて、「HAWB情報登録（輸入）A（HCH）」業務等が行われていないこと。
- ②MAWBについて、ACH業務等が行われていないこと。
- ＜b＞MAWBについて、「ULD引取情報登録（UDA01）」業務実施済みの旨が登録されていないこと。
- ＜c＞HAWBについて、HPK業務等が行われていないこと。
- （x）通関予定蔵置場コード欄に貨物到着前輸入申告扱いに係る保税地域コードの入力がある場合は、以下のチェックを行う。
- ＜A＞AWBの場合は、以下のチェックを行う。
 - ＜a＞スプリット貨物でないこと。
 - ＜b＞「貨物確認情報登録（PKG）」業務等が行われていないこと。
 - ＜c＞「搬入確認登録（システム対象外保税運送）（OIN）」業務等が行われていないこと。
 - ＜d＞輸入申告等（予備申告を除く。）が行われている場合は、以下の条件を全て満たすこと。
 - ①「AWB予備情報登録（AAW）」業務またはACH業務により、通関予定蔵置場の所属空港と同一の税関空港における到着空港揚貨物として登録されていること。
 - ②AAW業務またはACH業務により、通関予定蔵置場の所属空港と同一の税関空港における到着空港揚貨物以外の登録がされていないこと。
- ＜B＞HAWBの場合は、以下のチェックを行う。
 - ＜a＞HAWBについて、以下のチェックを行う。
 - ①スプリット貨物でないこと。
 - ②HPK業務等が行われていないこと。
 - ＜b＞MAWBについて、以下のチェックを行う。
 - （ア）UDA01業務実施済みの旨が登録されていないこと。
 - （イ）PKG業務及びOIN業務等が行われていないこと。
 - ＜c＞輸入申告等（予備申告を除く。）が行われている場合は、以下の条件を全て満たすこと。
 - （ア）HAWBについて、「HAWB情報登録（輸入）（HCH01）」業務等が行われていること。
 - （イ）MAWBについて、以下のチェックを行う。
 - ①AAW業務またはACH業務により、通関予定蔵置場の所属空港と同一の税関空港における到着空港揚貨物として登録されていること。
 - ②AAW業務またはACH業務により、通関予定蔵置場の所属空港と同一の税関空港における到着空港揚貨物以外の登録がされていないこと。
 - ③AAW業務またはACH業務により、運送種別が未定の旨が登録されていないこと。
- （6）積荷目録管理DBチェック（海上のみ）
 - 通関予定蔵置場コード欄に到着即時輸入申告扱いに係る保税地域コードの入力がある場合は、「到着確認登録（PID）」業務等が行われていないこと。
 - ただし、以下の場合は、チェックを行わない。
 - ①BP承認後の場合
 - ②申告等種別が「T」または「V」の場合
- （7）本船・ふ中扱い承認申請DBチェック（海上のみ）
 - システムで払い出された本船・ふ中扱い承認申請番号が入力された場合は、以下のチェックを行う。
 - ただし、BP承認後の場合または申告等種別が「T」または「V」の場合は、チェックを行わない。
 - （A）入力された本船・ふ中扱い承認申請番号が本船・ふ中扱い承認申請DBに存在すること。
 - （B）入力された以下の項目が、本船・ふ中扱い承認申請DBに登録されている内容と一致すること。
 - ①B／L番号／AWB番号欄

②輸入者コード欄の先頭8桁または13桁

③積載船舶コード欄

(8) 保税地域関連チェック

BP承認後の場合または申告等種別が「T」または「V」の場合は、チェックを行わない。

(A) 通関予定蔵置場コード欄に入力された保税地域コードについて、以下のチェックを行う。

○：入力可能、×：入力不可、－：対象外

項番	申告等種別 通関予定蔵置場コード欄	C F	Y	H N J P	T V	S M A G	K D U L B E R
1	指定保税地域	○	○	○	－	○	○
2	保税蔵置場	○	○	○	－	○	○
3	保税工場	○	○	○	－	○	○
4	総合保税地域	○	○	○	－	○	○
5	保税展示場	○	○	○	－	○	○
6	他所蔵置場所	○	○	○	－	○	○
7	本船	○	×	○	－	×	×
8	ふ中	○	×	○	－	×	×
9	到着即時輸入申告扱い用蔵置場	○	○	○	－	×	×
10	貨物到着前輸入申告扱い蔵置場	×	×	○	－	×	×
11	自社施設（特定輸出申告）	×	×	×	－	×	×
12	洋上輸出場所	×	×	×	－	×	×
13	バンニング場所	×	×	×	－	×	×

(B) 蔵入等先保税地域コード欄に入力された保税地域コードについて、以下のチェックを行う。

○：入力可能、×：入力不可、－：対象外

項番	申告等種別 蔵入等先保税地域コード欄	C F Y H N J P	T V	S	M	A	G	K D U L B E R
1	指定保税地域	○	－	×	×	×	×	×
2	保税蔵置場	○	－	○	×	×	×	×
3	保税工場	○	－	×	○	×	×	×
4	総合保税地域	○	－	×	×	○	×	×
5	保税展示場	○	－	×	×	×	○	×
6	他所蔵置場所	○	－	×	×	×	×	×
7	本船	×	－	×	×	×	×	×
8	ふ中	×	－	×	×	×	×	×
9	到着即時輸入申告扱い用蔵置場	×	－	×	×	×	×	×
10	貨物到着前輸入申告扱い蔵置場	×	－	×	×	×	×	×
11	自社施設（特定輸出申告）	×	－	×	×	×	×	×
12	洋上輸出場所	×	－	×	×	×	×	×
13	バンニング場所	×	－	×	×	×	×	×

(C) その他チェック

①本船・ふ中扱い承認申請番号を入力した場合は、通関予定蔵置場コード欄に本船・ふ中に対応するコードの入力があること。

②最初蔵入等承認年月日欄に入力がある場合または郵便物である旨の入力がある場合は、通関予定蔵置場コード欄に到着即時輸入申告扱いに対応するコード及び貨物到着前輸入申告扱いに係るコードの入力がないこと。

③申告等種別が「S」、「M」、「A」及び「G」以外の場合で、蔵入等先保税地域コード欄に入力がある場合は、通関予定蔵置場コード欄に到着即時輸入申告扱いまたは貨物到着前輸入申告扱いに対応するコードの入力があること（航空のみ）。

(9) 特別緊急関税対象品目関連チェック

入力された品目コードがSSG対象品目DBに登録されていて、チェック対象日^{*1}において適用期間内である場合、以下のチェックを行う。

○：チェックを行う、空白：チェックを行わない

項 番	申告等種別 チェック	C F	Y	H N	J P R	T V	S M A G	K D U L B E
1	数量チェック対象の場合は、輸入数量がチェック対象日における輸入基準数量を超えていること。 ^{*2}			○	○	○		
2	価格チェック対象の場合は、課税価格がチェック対象日における発動基準価格を下まわっていないこと。 ^{*2}	○						○
3	価格チェック対象でないこと。 ^{*2}			○	○	○		

(^{*}1) 輸入等申告日（予備申告中の場合または蔵出・移出・総保出輸入申告・蔵出輸入（引取・特例）申告の場合は本業務が入力された日、BP承認後の蔵出・移出・総保出輸入申告の場合はBP承認日）（以下、「チェック対象日」という。）

(^{*}2) チェックの許容範囲は別途税関が定める。

また、EPA適用の場合に、入力された品目コードが特別緊急関税対象の品目であっても、システムに特別緊急関税対象品目チェック不要とする旨が登録されている場合は、チェックを行わない。

(10) 輸出入者関連チェック

輸入者コード欄に入力された輸入者コードまたは法人番号で以下のチェックを行う。

(A) 輸入者コードまたは法人番号が国内用輸出入者DBまたは法人番号管理DBに存在すること。

(B) たばこ特定販売業者チェック

①内国消費税等種別コード欄にたばこ特定販売業者用のコードが入力された場合は、たばこ特定販売業者として国内用輸出入者DBに登録されている輸入者であること。

②たばこ特定販売業者として国内用輸出入者DBに登録されている輸入者であり、かつ、内国消費税等種別コード欄にたばこ税及びたばこ特別税に対応するコードの入力がある場合は、内国消費税等種別コード欄はたばこ特定販売業者用のコードであること。

(C) 航空運送事業者チェック

当該貨物が航空貨物であり、かつ、以下のいずれかに該当する場合は、航空運送事業者として国内用輸出入者DBに登録されている輸入者であること。

①運賃区分コード欄に「関税定率法施行令第1条の13第2項第3号に掲げる航空機用品等」に対応するコードの入力がある場合。

②輸入貿易管理令別表コード欄に「別表1の7」に対応するコードの入力がある場合。

(D) 申告等種別が「H」、「J」または「R」の場合は、本業務が入力された日において特例輸入者であること。ただし、通常申告または本申告後の場合は、チェックを行わない。

(E) 識別符号チェック

識別符号欄の入力によって、以下のチェックを行う。

①識別符号欄が「1」の場合は、法人番号または、法人番号を保有する輸出入者としてシステムに登録されている輸入者コードであること。

②識別符号欄が「2」の場合は、法人番号を保有しない輸出入者としてシステムに登録されている輸入者コードまたは、無符号輸入者であること。

③識別符号欄が「3」の場合は、チェックを行わない。

- ④識別符号欄が未入力の場合は、法人番号または、法人番号を保有する輸出入者コードとしてシステムに登録されている輸入者コードであること。

(11) 保険関連チェック

保険区分コード欄に包括保険に対応するコードの入力がある場合は、以下のチェックを行う。

(A) 包括保険番号が6桁の場合

- ①包括保険番号欄に入力された包括保険番号が保険DBに存在すること。
- ②輸入申告日が保険DBに登録されている適用終了年月日を過ぎていないこと。ただし、予備申告の場合で、申告等予定年月日欄に入力がある場合は、申告等予定年月日欄に入力された日でチェックを行う。
- ③入力された輸入者または輸入取引者の先頭8桁が保険DBに登録されている輸入者コードの先頭8桁と同一であること。または、入力された輸入者または輸入取引者の先頭13桁が保険DBに登録されている法人番号の先頭13桁と同一であること。
ただし、国内用輸出入者DBにて輸出入者コードと法人番号が紐づいて登録されている場合は、相互に変換してチェックを行う。

(B) 包括保険番号が8桁の場合

- ①包括保険番号欄に入力された包括保険番号が包括保険DBに存在すること。
- ②輸入申告日が包括保険DBに登録されている適用終了年月日を過ぎていないこと。ただし、予備申告の場合で、申告等予定年月日欄に入力がある場合は、申告等予定年月日欄に入力された日でチェックを行う。
- ③入力された輸入者または輸入取引者の先頭8桁が包括保険DBに登録されている輸入者コードの先頭8桁と同一であること。または、入力された輸入者または輸入取引者の先頭13桁が包括保険DBに登録されている法人番号の先頭13桁と同一であること。
ただし、国内用輸出入者DBにて輸出入者コードと法人番号が紐づいて登録されている場合は、相互に変換してチェックを行う。
- ④包括保険番号欄に入力された包括保険番号のステータスが「登録完了」状態（「包括保険確認登録（HKA）」業務を1度でも実施している）であること。ステータスについては「包括保険仮事項登録（HHA）」業務の業務仕様書（本文）7. 特記事項参照。

(12) 輸入包括評価申告関連チェック

包括評価申告受理番号欄に入力がある場合は、以下のチェックを行う。

(A) 存在チェック

入力された包括評価申告受理番号が輸入包括評価申告DBに存在すること。

(B) 有効期限チェック

チェック対象日が輸入包括評価申告DBに登録されている有効期限内であること。ただし、予備申告の場合で、申告等予定年月日欄に入力がある場合は、申告等予定年月日欄に入力された日でチェックを行う。

(C) 名義人チェック

入力された輸入者または輸入取引者の先頭8桁が輸入包括評価申告DBに登録されている輸入者コードの先頭8桁と同一であること。または、入力された輸入者または輸入取引者の先頭13桁が輸入包括評価申告DBに登録されている法人番号の先頭13桁と同一であること。
ただし、国内用輸出入者DBにて輸出入者コードと法人番号が紐づいて登録されている場合は、相互に変換してチェックを行う。

(D) 補正区分コードチェック

- ①輸入包括評価申告DBに登録されている補正区分コードがB P承認申請に対応するコードのとき、B P申請事由コード欄に入力があること。

- ②輸入包括評価申告DBに登録されている補正区分コードがIP是認または標準式に対応するコードのとき、評価補正区分コード欄に補正額を加算または補正額を減算に対応するコードの入力がないこと。
- ③輸入包括評価申告DBに登録されている補正区分コードが非標準式に対応するコードのとき、評価補正区分コード欄にIP是認、補正額を加算または補正額を減算に対応するコードの入力があること。
- ④輸入包括評価申告DBに登録されている評価補正基礎価格条件コードが「CIF」または「C&I」であり、かつ、包括保険番号欄に包括保険番号の入力がある場合は、包括保険番号に係る保険DBまたは包括保険DBに評価補正後に保険料の算出を行う旨が登録されていないこと。

(E) 補正可否チェック

輸入包括評価申告DBに登録されている補正区分コードが標準式に対応するコードである場合は、以下の欄の入力により補正額が算出できること。

- ①インボイス価格区分コード欄
- ②インボイス価格条件コード欄
- ③インボイス通貨コード欄
- ④インボイス価格欄
- ⑤運賃区分コード欄
- ⑥運賃通貨コード欄
- ⑦運賃欄
- ⑧保険区分コード欄
- ⑨保険通貨コード欄
- ⑩保険金額欄
- ⑪包括保険番号欄
- ⑫評価補正区分コード欄
- ⑬評価補正基礎額通貨コード欄
- ⑭評価補正基礎額欄

(F) 運賃特例入力時の補正基礎価格条件チェック

当該貨物が航空貨物の場合で、かつ、運賃区分コード欄に「運賃特例（関税定率法施行令第1条の13第2項第6号に掲げる遅延貨物は除く。）」に対応するコードの入力がある場合は、輸入包括評価申告DBに登録されている評価補正基礎価格条件コードは「IP」、「FOB」、「FAS」または「EXW」であること。

(13) 輸入包括審査関連チェック

輸入承認証番号等欄に包括審査扱い受理番号の入力がある場合は、以下のチェックを行う。

- ①入力された包括審査扱い受理番号及び品目コード欄に入力された品目コードが輸入包括審査DBに登録されていること。
- ②チェック対象日が輸入包括審査DBに登録されている有効期限内であること。
- ③入力された輸入者と輸入包括審査DBに登録されている名義人が同一であること。ただし、国内用輸出入者DBにて輸出入者コードと法人番号が紐づいて登録されている場合は、相互に変換してチェックを行う。
- ④入力された他法令コードと輸入包括審査DBに登録されている他法令コードが同一であること。
- ⑤あて先官署と輸入包括審査DBに登録されている取扱い官署が同一であること。

(14) 原産地関連チェック

- (A) 原産地コード欄に入力されたコードに対応する原産地がシステムに登録されていること。
- (B) 原産地証明書識別欄に特恵用の原産地証明書識別コードの入力がある場合は、チェック対象日において特恵税率が適用可能な原産地の入力であること。

- (C) 原産地コード欄に輸入の承認を受けなければならない原産地が入力された場合は、以下のチェックを行う。
- ①輸入貿易管理令別表コード欄に入力がないこと。
 - ②輸入承認証添付識別欄に入力があることまたは輸入承認証等識別欄に「支払手段等の輸入許可証」に対応するコードの入力があること。
- (D) BP申請事由コード欄に「関税割当証明書申請中（EPA用）」または「関税割当提出猶予（EPA用）」に対応するコードの入力がある場合は、以下のチェックを行う。
- ①原産地コード欄に「EPA締結国」に対応するコードの入力があること。
 - ②原産地コード欄に「EPA締結国」に対応するコード以外の入力がないこと。
 - ③関税割当証明書提出猶予承認申請の根拠となる法令が2種類以下であること。
- (E) 原産地証明書識別欄に「原産地証明書提出猶予申請を行う貨物」に対応するコードの入力がある場合で、BP承認申請の場合は、BP申請事由コード欄に「原産地証明書または原産品申告書の提出が遅れる」に対応するコードの入力があること。
- (F) 原産地証明書識別欄に「原産地証明書提出猶予申請または原産品申告書提出猶予申請を行う貨物（EPA用）」に対応するコードの入力がある場合は、以下のチェックを行う。
- ①原産地証明書識別欄がEPA用のコードの場合は、原産地コード欄に「EPA締結国」に対応するコードの入力があること。
 - ②BP承認申請の場合は、BP申請事由コード欄に「原産地証明書または原産品申告書の提出が遅れる」に対応するコードの入力があること。
- (G) BP承認後の場合は、原産地証明書識別欄に「原産地証明書提出猶予申請を行う貨物」に対応するコード及び「原産地証明書提出猶予申請または原産品申告書提出猶予申請を行う貨物（EPA用）」に対応するコードの入力がないこと。

(15) 特惠例外関連チェック

原産地コード欄及び原産地証明書識別欄に特惠税率が適用可能な原産地及び原産地証明書に対応するコードの入力があり、かつ、原産地コード欄及び品目コード欄に入力された原産地及び品目コードが特惠例外DBに登録されている場合は、以下のチェックを行う。

- ①最初蔵入等承認年月日欄に入力がない場合は、チェック対象日が特惠停止期間内でないこと。
- ②最初蔵入等承認年月日欄に入力がある場合は、チェック対象日及び最初蔵入等承認年月日欄に入力された日が特惠停止期間内でないこと。

(16) 輸入品目関連チェック

- (A) 品目コード欄に入力された品目コードが9桁の場合は、以下のチェックを行う。

○：チェックを行う、空白：チェックを行わない

項番	チェック	申告等種別	C F	Y	H N	J P R	T V	S M A G	K D U L B E
1	存在チェック 入力された品目コードが輸入品目DBに存在すること。		○		○	○	○	○	○
2	有効期限チェック チェック対象日が輸入品目DBに登録されている有効期限内であること。		○		○	○	○	○	○
3	統計計上識別チェック 輸入品目DBに金統計計上である旨の登録がされている場合は、NACCS用コード欄に「自国産品の再輸入貨物である場合」に対応するコードの入力がないこと。		○		○	○	○	○	○

項 番	申告等種別 チェック	C F	Y	H N	J P R	T V	S M A G	K D U L B E
4	関税減免税チェック 輸入品目DBに関税減免税コードが登録されている場合は、入力された関税減免税コードと同一であること。 ^{*3}	○			○	○		○
5	関税定率法第14条第18号適用品目チェック 関税定率法第14条第18号が適用される品目コードの入力がないこと。						○	
6	課税価格の総額チェック 輸入品目DBに課税価格の総額をチェックすべき品目である旨が登録されている場合は、当該輸入申告等に係る課税価格の合計が定められた金額以下であること。	○			○	○		○
7	原産地証明書識別チェック 原産地証明書識別欄に「税関長が物品の種類または形状によりその原産地が明らかであると認めた物品で特惠用原産地証明書の提出を省略する場合」に対応するコードの入力がある場合は、輸入品目DBに特惠用原産地証明書不要である旨の登録がされていること。	○			○	○	○	○
8	自国関与例外品目チェック 輸入品目DBに自国関与例外品目である旨の登録がされている場合は、原産地証明書識別欄に「自国関与品で特惠用原産地証明書がある場合」に対応するコードの入力がないこと。	○			○	○	○	○
9	内国消費税等分類チェック							
	①輸入品目DBに内国消費税等種別コードが登録されている場合は、入力された内国消費税等種別コードの上位1桁と同一であること。 ^{*4}	○			○	○	○	○
	②蔵置種別等コード欄に製造場からの酒類の輸入申告等を行う旨が入力された場合で、輸入品目DBに内国消費税等種別コードが登録されている場合は、登録されているコードが「L」であること。	○			○ * 5			○
10	消費税課税・非課税チェック							
	①輸入品目DBに消費税が課税される旨の登録がされている場合は、消費税課税用の内国消費税等種別コードが入力されていること。	○			○	○		○
	②輸入品目DBに消費税が非課税である旨の登録がされている場合は、消費税課税用の内国消費税等種別コードが入力されていないこと。	○			○	○		○
	③入力された品目コードが消費税課税非課税対象品目である場合は、消費税課税用または非課税用（F0）いずれかの内国消費税等種別コードが入力されていること。	○			○	○		○
11	品目適用条件チェック 輸入品目DBに単位あたりの課税価格、重量等の適用条件が登録されている場合は、適用条件範囲内であること。	○			○	○	○	○

項 番	申告等種別 チェック	C F	Y	H N	J P R	T V	S M A G	K D U L B E
12	特惠適用チェック チェック対象日* ⁶ において輸入品目DBに特惠税率の登録がされていない場合は、原産地証明書識別欄に特惠用の原産地証明書に対応するコードの入力がないこと。	○			○	○	○	○
13	シーリング方式税率適用不可チェック 管理方式がシーリング方式の特惠税率（特別特惠税率を除く。）が適用される場合は、通関予定蔵置場コード欄に貨物到着前輸入申告扱いに係る保税地域コードの入力がないこと。				○	—		
14	消費税に係る軽減税率適用不可チェック 内国消費税等種別コード欄に消費税に係る軽減税率を適用する旨のコードが入力されている場合は、輸入品目DBに消費税に係る軽減税率の適用が可能な旨の登録がされていること。	○			○	○	○	○

（＊３）輸入品目DBに関税減免税コードの入力が必要と登録されている場合であっても、EPAに基づく税率が適用され、システムに関税減免税コードの入力が不要と登録されている品目の場合は、チェックを行わない。

（＊４）消費税用の内国消費税等種別コードが入力された場合は、チェックを行わない。

（＊５）申告等種別が「R」の場合で、条件に合致した場合のみ、チェックを行う。

（＊６）最初蔵入等承認年月日欄に入力がある場合は、最初蔵入等承認年月日欄に入力された日でチェックを行う。

（B）品目コード欄に入力された品目コードが6桁の場合は、以下のチェックを行う。

○：チェックを行う、空白：チェックを行わない

項 番	申告等種別 チェック	C F	Y	H N	J P R	T V	S M A G	K D U L B E
1	存在チェック 入力された品目コードが輸入品目6桁DBに存在すること。 ただし、通常申告または本申告後の場合は、チェックを行わない。		○	○				

（17）関税減免税関連チェック

関税減免税コード欄に入力がある場合は、以下のチェックを行う。

なお、申告等種別が「Y」の場合で、入力された品目コードの先頭2桁が「98」の場合は、適用する関税減免税コードをシステムで補完した後にチェックを行う。

○：チェックを行う、空白：チェックを行わない

項 番	申告等種別 チェック	C F	Y	H N	J P R	T V	S M A G	K D U L B E
1	存在チェック 入力された関税減免税コードが輸入関税減免税コードDBに存在すること。	○	○		○	○		○
2	有効期限チェック チェック対象日が輸入関税減免税コードDBに登録されている有効期限内であること。	○	○		○	○		○

項番	チェック	申告等種別	C F	Y	H N	J P R	T V	S M A G	K D U L B E
3	MDA該当チェック 関税減免税コード欄にMDA該当である旨のコードの入力がある場合は、申告貨物識別欄にMDAに対応するコードの入力があること。 ^{*7}		○						
4	統計計上除外チェック 輸入関税減免税コードDBに統計計上除外貨物入力不可の旨が登録されている場合は、NACCS用コード欄に「統計基本通達21-2（普通貿易統計計上除外貨物）に掲げる貨物」に該当する品目に対応するコードの入力がないこと。		○			○	○		○
5	INN品目等チェック								
	①関税減免税コード欄に入力がある場合は、INN品目等に係る減免税コードの入力であること。							○	
	②関税減免税コード欄にINN品目等に係る減免税コードの入力がある場合は、以下のチェックを行う。								
	輸入品目DBにINN品目等である旨が登録されていること。		○			○	○	○	○
	原産地コード欄にWTO協定税率が適用可能な原産地コードが入力されていること。		○			○	○	○	○
	原産地証明書識別欄に原産地が確認できない貨物である旨のコード以外の原産地証明書識別コードが入力されていること。（ただし、NACCS用コード欄に「Y」の入力がある場合は、「原産地コード」及び原産地証明書識別欄はいずれのコードでも良い。）		○			○	○	○	○
6	適用品目チェック								
	①少額貨物の簡易税率適用品目コードの入力がある場合は、輸入関税減免税コードDBに減税・控除である旨の登録がされていること。		○			○	○		○
	②内国消費税等種別コード欄に不当廉売関税に対応するコードの入力がある場合は、以下のチェックを行う。								
	輸入関税減免税コードDBに減税・控除である旨の登録がされていないこと。		○			○	○		○
	輸入関税減免税コードDBに軽減税率である旨の登録がある場合は、不当廉売関税用の内国消費税等減免税コードの入力がないこと。		○			○	○		○
7	入力形式チェック								
	①関税が無税の場合は、輸入関税減免税コードDBに免税または減税・控除である旨の登録がされていないこと。 ^{*8}		○			○	○		○
	②関税が無税の場合は、関税減税額欄に入力がないこと。		○			○	○		○
	③関税減税額欄に入力がある場合は、輸入関税減免税コードDBに減税・控除である旨の登録がされていること。		○			○	○		○
	④関税減税額が関税額を越えていないこと。		○			○	○		○

項 番	チェック	申告等種別	C	Y	H	J	T	SM	KDU	
		F		N	P	V	AG	LBE		
8	内国消費税等減免税チェック									
	①輸入関税減免税コードDBに内国消費税等減免税コードが登録されている場合は、以下のいずれかに合致すること。									
	入力された内国消費税等減免税コードと同一であること。	○				○	○		○	
	内国消費税等減免税コード欄に入力がないこと。	○				○	○		○	
	②内国消費税等種別コード欄に報復関税、相殺関税または対抗関税に対応するコードの入力がある場合は、以下のチェックを行う。									
	輸入関税減免税コードDBに軽減税率である旨の登録がされていないこと。	○				○	○		○	
	輸入関税減免税コードDBに内国消費税等減免税コードが登録されていること。	○				○	○		○	
	関税を免税にする旨の入力がある場合は、輸入関税減免税コードDBに登録されている内国消費税等減免税コードは免税であること。	○				○	○		○	
	関税を減税・控除にする旨の入力がある場合は、輸入関税減免税コードDBに登録されている内国消費税等減免税コードは減税・控除であること。	○				○	○		○	
9	BP承認申請競合チェック 関税定率法第17条第1項（再輸出免税）用の関税減免税コードの入力がある場合は、BP申請事由コード欄に入力がないこと。	○							○	
10	原産地証明書識別チェック 関税暫定措置法第8条に係る関税減免税コードの入力がある場合は、原産地証明書識別欄に特惠に係る原産地証明書に対応するコードの入力がないこと。	○				○	○		○	
11	一般申告対象外コードチェック 入力された関税減免税コードが一般申告対象外としてシステムに登録されていないこと。	○							○	
12	特例申告対象外コードチェック 入力された関税減免税コードが特例申告対象外としてシステムに登録されていないこと。					○	○			

（＊7）申告等種別が「F」の場合は、チェックを行わない。

（＊8）内国消費税等種別コード欄に報復関税、相殺関税または対抗関税に対応するコードの入力がある場合は、チェックを行わない。

（18）内国消費税等種別関連チェック

内国消費税等種別コード欄に入力がある場合は、以下のチェックを行う。

なお、申告等種別が「Y」の場合で、入力された品目コードの先頭2桁が「98」以外、かつ、内国消費税等種別コード欄に入力がない場合は、消費税に係る内国消費税等種別コードをシステムで補完した後にチェックを行う。ただし、システムに補完する旨の登録がされていない場合は、補完を行わない。

（A）消費税非課税用のコード（F0）が入力された場合

①消費税に係る内国消費税等減免税コードの入力がないこと。

②申告等種別が「Y」でないこと。

(B) 消費税非課税用のコード（F O）以外が入力された場合

- ①入力された内国消費税等種別コードが内国消費税等種別DBに存在すること。
- ②チェック対象日が内国消費税等種別DBに登録されている有効期限内であること。
- ③内国消費税等種別DBにアルコール度数の適用範囲が登録されている場合（酒税）は、内国消費税等種別コード欄に入力されたアルコール度数は適用範囲内であること。
- ④申告等種別が「Y」の場合は、内国消費税等種別コードが消費税（先頭1桁が「F」）であること。

(19) 内国消費税等減免税関連チェック

○：チェックを行う、空白：チェックを行わない

項 番	申告等種別 チェック	C F	Y	H N	J P R	T V	S M A G	K D U L B E
1	存在チェック 入力された内国消費税等減免税コードがシステムに登録されていること。	○			○	○		○
2	有効期限チェック チェック対象日が登録されている有効期限内であること。	○			○	○		○
3	入力形式チェック							
	①内国消費税等減免税コード欄に免税である旨のコードの入力がある場合は、内国消費税等減税額欄に入力がないこと。	○			○	○		○
	②内国消費税等減免税コード欄に減税・控除である旨のコードの入力がある場合は、内国消費税等減税額欄に入力があること。	○			○	○		○
	③内国消費税等減免税コード欄に石油石炭税特例納付である旨のコードの入力がある場合は、内国消費税等減税額欄に入力がないこと。	○			○	○		○
	④内国消費税等減免税コード欄に不当廉売関税用の免税である旨のコードの入力がある場合は、関税減免税コード欄に入力があること。	○			○	○		○
	⑤内国消費税等減免税コード欄に報復関税用、相殺関税用または対抗関税用のコードの入力がある場合は、関税減免税コード欄に入力があること。	○			○	○		○
4	石油石炭税特例納付チェック 内国消費税等減免税コード欄に石油石炭税特例納付に対応するコードの入力がある場合は、石油石炭税が課税されるすべての欄の内国消費税等減免税コード欄に石油石炭税特例納付に対応するコード以外の入力がないこと。	○			○	○		○
5	B P承認申請競合チェック 内国消費税等減免税コード欄に輸徴法第13条第1項第4号（以下、関税定率法第17条第1項を含め再輸出免税という。）用の内国消費税等減免税コードの入力がある場合は、B P申請事由コード欄に入力がないこと。	○						○
6	一般申告対象外コードチェック 入力された内国消費税等減免税コードが一般申告対象外としてシステムに登録されていないこと。	○						○
7	特例申告対象外コードチェック 入力された内国消費税等減免税コードが特例申告対象外としてシステムに登録されていないこと。				○	○		

(20) 口座関連チェック

口座番号欄に入力があつた場合は、以下のチェックを行う。

- ①入力された口座番号が口座DBに存在すること。
- ②入力された口座番号が通関業者口座の場合は、申告等予定者または入力者（申告等予定者の入力がない場合）が口座DBに登録されている口座名義人と同一であるか、または口座名義人に代わる利用可能者として口座利用可能者DBに登録されていること。
- ③入力された口座番号が輸入者口座の場合は、輸入者または輸入取引者が口座DBに登録されている口座名義人と同一であるか、または口座名義人に代わる利用可能者として口座利用可能者DBに登録されていること。ただし、国内用輸出入者DBにて輸出入者コードと法人番号が紐づいて登録されている場合は、相互に変換してチェックを行う。

(21) 担保関連チェック

担保登録番号欄に担保登録番号の入力がある場合または既に輸入申告DBに担保登録番号が登録されている場合は、以下のチェックを行う。

ただし、BP承認済の場合は、チェックを行わない。

なお、以下の条件を満たす場合は、個別担保を輸入（引取）申告用の担保として扱う。

- ①申告等種別が「J」、「P」、「T」、「V」または「R」である
- ②「担保登録番号の繰返し2回目、個別担保の両方に登録がある」または「個別担保のみに登録がある」
- ③「あて先官署コードと特例申告あて先官署コードが異なる場合で、個別担保の登録があて先官署で行われている場合」または「あて先官署コードと特例申告あて先官署コードが同じ場合で、輸入（引取）申告用の担保提供原因のみが登録されている場合」

○：チェックを行う、空白：チェックを行わない

項 番	申告等種別 チェック	C	Y	H	J	T	SM	KDU
		F		N	P R	V	AG	LBE
1	存在チェック 入力された担保登録番号が担保DBに存在すること。	○	○	○	○	○		○
2	担保種別チェック 担保登録番号の入力がある場合は、担保DBに据置担保である旨の登録がされていること。	○	○	○	○	○		○
3	担保提供者チェック							
	(A) 輸入（引取）申告用の担保としてチェックする場合は、以下のいずれかを満たすこと。なお、国内用輸出入者DBにて輸出入者コードと法人番号が紐づいて登録されている場合は、相互に変換してチェックを行う。 ①担保DBに登録されている担保提供者コードが輸入者の先頭8桁または先頭13桁と同一である ②担保提供者に代わる利用可能者として担保利用可能者DBに輸入者の先頭8桁または先頭13桁が登録されている			○	○			

項 番	チェック	申告等種別	C	Y	H	J	T	SM	KDU
			F		N	P	V	AG	LBE
		(B) 輸入（引取）申告用の担保でない場合は、以下のいずれかを満たすこと。なお、国内用輸出入者DBにて輸出入者コードと法人番号が紐づいて登録されている場合は、相互に変換してチェックを行う。 ①担保DBに登録されている担保提供者コードが以下のいずれかである。 ・輸入者（輸入取引者を含む。）の先頭8桁 ・輸入者（輸入取引者を含む。）の先頭13桁 ・入力者 ②担保提供者に代わる利用可能者として担保利用可能者DBに輸入者（輸入取引者を含む。）の先頭8桁または13桁が登録されている。	○	○		○	○		○
		(C) 担保DBに使用可能通関業者が登録されている場合は、当該通関業者が入力者と同一であること。 ただし、輸入（引取）申告用の担保としてチェックする場合は、当該チェックは行わない。	○	○		○	○		○
4	引落とし可能期間チェック								
		本業務が入力された日（申告等種別「T」または「V」の場合は、輸入申告DBに登録されている輸入（引取）許可年月日）が担保DBに登録されている引落とし可能期間内であること。ただし、予備申告中の場合で、申告等予定年月日欄に入力がある場合は、申告等予定年月日欄に入力された日でチェックを行う。	○	○	○	○	○		○
5	担保提供原因チェック								
	①担保DBに登録されている担保提供原因に係るチェック								
		納期限延長コード欄に包括納期限延長を使用する旨のコードの入力がある場合は、担保DBに包括納期限延長用の担保提供原因が登録されていること。*9	○	○					○
		納期限延長コード欄に個別納期限延長を使用する旨のコードの入力がある場合は、担保DBに個別納期限延長用の担保提供原因が登録されていること。*10	○	○					○
		BP申請事由コード欄に入力がある場合は、担保DBにBP承認申請用の担保提供原因が登録されていること。*10	○	○					○
		関税減免税コード欄に再輸出免税に対応するコードの入力がある場合または内国消費税等減免税コード欄に再輸出免税用の内国消費税等減免税に対応するコードの入力がある場合は、担保DBに再輸出免税用の担保提供原因が登録されていること。*10	○			○	○		○

項 番	チェック		申告等種別	C	Y	H	J	T	SM	KDU
				F		N	P R	V	AG	LBE
			1回目の担保登録番号欄に入力がある場合は、 1回目の担保登録番号欄に入力された担保登録 番号にかかる担保DBに、輸入（引取）申告用 の担保提供原因が登録されていること。			○	○			
			以下のいずれかの場合は、担保登録番号の繰返 し1回目または個別担保に輸入（引取）申告用 の担保提供原因が登録されていること。 ①申告等種別が「N」の場合で、邦貨換算後の インボイス価格の合計が201,000円以上 ②申告等種別が「P」の場合で、関税課税標準 額の合計が201,000円以上			○	○			
			納期限延長コード欄に特例申告納期限延長を使 用する旨のコードの入力がある場合は、1回目 または2回目の担保登録番号欄に入力された担 保登録番号または個別担保にかかる担保DB に、特例申告納期限延長用の担保提供原因が登 録されていること。				○	○		
			②納期限延長コード欄に入力されたコードに係るチェック							
			担保DBに包括納期限延長用のみの担保提供原 因が登録されている場合は、納期限延長コード 欄に包括納期限延長を使用する旨のコードの入 力があること。*9	○	○					○
			担保DBに個別納期限延長用のみの担保提供原 因が登録されている場合は、納期限延長コード 欄に個別納期限延長を使用する旨のコードの入 力があること。*11	○	○					○
			担保DBに特例申告に係る特例申告納期限延長 用のみの担保提供原因が登録されている場合 は、納期限延長コード欄に特例申告納期限延長 を使用する旨のコードの入力があること。				○	○		
6	担保使用可能官署チェック									
			①あて先税関官署において使用可能な担保であるこ と。	○	○	○	○			○
			②特例申告あて先税関官署において使用可能な担保 であること。				○	○		

(*9) 以下の①または②の場合にチェックを行う。

(*10) 以下の②または③の場合にチェックを行う。

(*11) 以下の①、②または③の場合にチェックを行う。

①担保登録番号欄に1つの担保登録番号のみ入力がある場合。

②担保登録番号欄に2つの担保登録番号の入力がある場合または担保登録番号欄に1つの担保登録番号の入力があり、かつ、輸入申告DBに担保登録番号（個別担保）が登録されている場合。

③輸入申告DBに個別担保が登録されている場合。

(22) 共通管理番号関連チェック

他法令手続の証明をシステムにより行う旨を登録する場合または共通管理番号欄に入力がある場合は、以下のチェックを行う。

- ①複数のB/L番号の入力がないこと（海上のみ）。
- ②他法令手続の証明をシステムにより行う旨を取消す場合は、入力された共通管理番号と輸入申告DBに登録されている共通管理番号が同一であること。
- ③オンライン業務共通設計書の別紙D10「共通管理番号関連機能」の「共通管理番号管理処理」を参照。

(23) 特殊関税適用品目関連チェック

- ①内国消費税等種別コード欄に不当廉売関税に対応するコードの入力がある場合は、品目コード欄に不当廉売関税適用品目の入力があること。
- ②内国消費税等種別コード欄に緊急関税に対応するコードの入力がある場合は、品目コード欄に緊急関税適用品目の入力があること。
- ③内国消費税等種別コード欄に報復関税に対応するコードの入力がある場合は、品目コード欄に報復関税適用品目の入力があること。
- ④内国消費税等種別コード欄に相殺関税に対応するコードの入力がある場合は、品目コード欄に相殺関税適用品目の入力があること。
- ⑤内国消費税等種別コード欄に対抗関税に対応するコードの入力がある場合は、品目コード欄に対抗関税適用品目の入力があること。
- ⑥入力された品目コードが緊急関税適用品目である場合は、内国消費税等種別コード欄に緊急関税に対応するコードの入力があること。
- ⑦内国消費税等種別コード欄に緊急関税に対応するコードの入力がある場合は、関税減免税コード欄及び緊急関税に係る内国消費税等減免税コード欄に入力がないこと。
- ⑧入力された品目コードが報復関税適用品目である場合は、内国消費税等種別コード欄に報復関税に対応するコードの入力があること。

(24) E P A 関連チェック

(A) E P A 適用可能原産地チェック

原産地証明書識別欄にE P A用の原産地証明書識別コードの入力がある場合は、以下のチェックを行う。

- ①E P A用の原産地証明書識別コードの入力がある場合は、原産地コード欄に当該E P Aの適用可能な原産地の入力であること。
- ②E P A用原産品申告書の原産地証明書識別コードの入力がある場合は、原産地コード欄に当該E P A用原産品申告書の適用可能な原産地の入力であること。

(B) 少額扱いのE P Aの価格チェック

原産地証明書識別欄に少額扱いのE P Aの旨のコードが入力されている場合で、以下の①および

- ②の条件を満たす欄毎の課税価格の合計額が200,000円以下であること。

- ①原産地コードが同一であること。
- ②原産地証明書識別の先頭2桁（原産地（申告）種別）が同一であること、または、原産地証明書識別が同一の協定として登録されていること。

(C) 原産地証明書識別チェック

原産地証明書識別欄に「税関長が物品の種類または形状によりその原産地が明らかであると認めた物品でE P Aに基づく原産地証明書の提出を省略する場合」に対応するコードの入力がある場合は、システムのE P A用の原産地証明書が不要である旨の登録がされていること。

(D) E P A関税割当品目チェック

- ①入力された品目コードがE P A関税割当品目である旨の登録がされている場合は、原産地証明書識別欄に「E P A関税割当品目でE P A関税割当証明書がある場合」に対応するコードの入力があること。
- ②入力された品目コードがE P A関税割当品目である旨の登録がされていない場合は、原産地証明書識別欄に「E P A関税割当品目でE P A関税割当証明書がある場合」に対応するコードの入力がないこと。

(25) MPN納付DBチェック

入力された申告等番号の納付方法がマルチペイメントネットワーク（以下、MPNという。）の場合で、審査終了済の場合は、以下のチェックを行う。

- (A) 開庁時MPN消込（登録後最初に到来する予め定められた時刻（ただし、当該時刻の属する日が「行政機関の休日に関する法律」に規定する行政機関の休日にあたる場合は、これらの日の翌日の予め定められた時刻）に起動されるMPN消込処理）の旨が登録されていないこと。
- (B) 当該申告等番号に係る納付番号の情報がA T M等のチャネルで照会中でないこと。

(26) インボイス・パッキングリストDBチェック

電子インボイス受付番号の入力があつた場合は、以下のチェックを行う。

ただし、通常申告または本申告後の場合は、電子インボイス受付番号が変更された場合のみチェックを行う。

なお、B P承認後の場合または申告等種別が「T」または「V」の場合は、チェックを行わない。

- ①入力された電子インボイス受付番号が、インボイス・パッキングリストDBに存在すること。
- ②輸入インボイスであること。
- ③他の輸入申告等（予備申告を除く。）で使用されていないこと。
- ④インボイス識別欄に「C」の入力がある場合は、「インボイス・パッキングリスト仕分情報登録（I V B）」業務または「インボイス・パッキングリスト仕分情報本登録（I V B 0 3）」業務がされていること。

(27) 関税割当証明書情報DBチェック

輸入承認証等識別欄に関税割当証明書（システム）に対応するコードの入力がある場合は、以下のチェックを行う。

- ①輸入承認証番号等欄に入力されたN A C C S用関税割当証明書番号が、関税割当証明書DBに存在すること。
- ②輸入者コード欄に入力された輸入者コードまたは法人番号で以下のチェックを行う。ただし、国内用輸出入者DBにて輸出入者コードと法人番号が紐づいて登録されている場合は、相互に変換してチェックを行う。
 - (A) 関税割当証明書DBに登録されている輸出入者コードが1 2桁の輸出入者コードまたは1 7桁の法人番号である場合は、入力された輸出入者コードが関税割当証明書DBに登録されている輸出入者コードと一致すること。
 - (B) 関税割当証明書DBに登録されている輸出入者コードが8桁の輸出入者コードである場合は、入力された輸入者コードの先頭8桁が関税割当証明書DBに登録されている輸入者コードの先頭8桁と同一であること。
 - (C) 関税割当証明書DBに登録されている輸出入者コードが1 3桁の法人番号である場合は、入力された輸入者コードの先頭1 3桁が関税割当証明書DBに登録されている輸入者コードの先頭1 3桁と同一であること。
- ③輸入等申告日が関税割当証明書DBに登録されている期間満了日を経過していないこと。ただし、予備申告中の場合で、申告等予定年月日欄に入力がある場合は、申告等予定年月日欄に入力された日でチェックを行う。

(28) その他のチェック

- ①輸入申告等が行われている場合で、「JPY」以外の通貨コードが入力されている場合は、輸入等申告日に該当する換算レートがシステムに登録されていること。
なお、輸入等申告日の換算レートがシステムに登録されていない場合は、通貨コードを「JPY」とし手計算による邦貨換算後の金額を入力する。
- ②予備申告中の場合で、申告等予定年月日を翌週とした場合は、翌週レートがシステムに登録されていること。
- ③MDA貨物の場合のあて先官署は、MDA受付官署であること。
- ④あて先官署は、輸入申告等受付官署であること。
- ⑤1欄目から順次入力され途中に入力されていない欄がないこと。
- ⑥課税価格按分係数合計欄に入力がある場合は、入力された値は課税価格按分係数欄に入力された按分係数の合計より大きい等しいこと。
- ⑦申告等種別が「S」、「M」、「A」または「G」の場合は、手計算により算出された課税価格のみの入力でないこと。
- ⑧蔵置種別等コード欄に製造場からの酒類の輸入申告等を行う旨が入力された場合は、内国消費税等種別コード欄に関税、特殊関税及び消費税に係るコード以外が入力がないこと（海上のみ）。
- ⑨予備申告中の場合で、入力されたAWB番号が輸入貨物情報DBに登録されていない場合は、貨物個数欄、貨物重量（グロス）欄、重量単位コード（グロス）欄及び積出地コード欄のすべてに入力があること（航空のみ）。
- ⑩通関予定蔵置場コード欄に到着即時輸入申告扱いに係る保税地域コードまたは貨物到着前輸入申告扱いに係る保税地域コードの入力がある場合は、保税地域DBに登録されている船（取）卸港と入力された船（取）卸港が同一であること。
- ⑪入力されたAWB番号が仕分け後の貨物の場合は、運賃区分コード欄に運賃全額である旨のコードが入力されていないこと（航空のみ）。
ただし、手計算による課税価格が全欄に入力されている場合、補正額に手計算による課税価格の総額が入力された場合または課税価格按分係数合計欄に入力がある場合（ただし、課税価格按分係数合計欄に入力された値と課税価格按分係数欄に入力された按分係数の合計が同じ場合を除く。）を除く。
- ⑫申告先種別コード欄に「T」が入力された場合は、特別通関貨物（税関の一般執務時間外における常駐体制の整備官署に申告する貨物）を受け付ける税関官署及び部門がシステムに登録されていること。
- ⑬他法令手続の証明をシステムにより行う旨を登録する場合は、食品衛生証明識別、植物防疫証明識別及び動物検疫証明識別に入力された他法令手続証明識別コードの合計が9以下であること。
- ⑭納期限延長コード欄に「T」または「F」が入力された場合で、かつ、内国消費税等種別コード欄に酒税またはたばこ税及びたばこ特別税に係るコードが入力された場合は、関税、特殊関税、消費税に係るコード以外が入力がないこと。
- ⑮運賃区分コード欄に運賃特例（関税定率法施行令第1条の13第2項第6号に掲げる遅延貨物は除く）に対応するコードの入力がある場合は、インボイス価格条件コード欄に「FOB」以外が入力がないこと。
- ⑯運賃区分コード欄に「運賃及び保険料を自動計算する」旨のコードの入力がある場合は、保険区分コード欄に包括保険に対応するコードの入力がないこと。

- ⑰通関予定蔵置場コード欄に到着即時輸入申告扱いに係る保税地域コードまたは貨物到着前輸入申告扱いに係る保税地域コードの入力がある場合は、あて先官署が、通関予定蔵置場の管轄税関官署と一致すること（航空のみ）。

以下のいずれかの場合を除く。

- ・入力者が認定通関業者である場合で、あて先官署及び通関予定蔵置場の管轄税関官署が、同一空港グループの税関官署である場合 ~~または自由化申告の場合を除く~~。

- ・予備申告済み本申告前の場合で自由化申告の場合。

なお、BP承認後の場合または申告等種別が「T」または「V」の場合は、チェックを行わない。

- ⑱AEO申告である場合は、通関予定蔵置場を管轄する税関外の官署への申告を可能とする（申告先種別コードに「R：一般申告（緊急通関貨物）」または「T：特別通関貨物」、申告貨物識別に「X：MDA貨物」の登録がある場合、若しくはあて先官署が政令派出所の場合を除く）。

- ⑲申告貨物識別が郵便物にかかる識別でない場合は、あて先官署は外郵便官署でないこと。

5. 処理内容

○：処理を行う、空白：処理を行わない

項 番	処理	申告等種別	C F	Y	H N	J P R	T V	S M A G	K D U L B E
1	入力チェック処理		○	○	○	○	○	○	○
2	あて先官署及び特例申告あて先官署決定処理		○	○	○	○	○	○	○
3	都道府県決定処理		○	○		○	○		○
4	重量換算処理（航空のみ）		○	○	○	○		○	○
5	邦貨換算処理		○	○	○	○	○	○	○
6	課税価格算出処理		○	○		○	○	○	○
7	関税課税標準数量換算処理		○			○	○	○	○
8	関税課税標準決定処理		○	○		○	○	○	○
9	関税率の決定 ^{*12}		○	○		○	○	○	○
10	差額関税の税率端数処理		○			○	○	○	○
11	関税額の算出 ^{*13}		○			○	○	○	○
12	関税減免税処理		○			○	○		○
13	内国消費税等課税標準数量の換算		○			○	○	○	○
14	内国消費税等課税標準決定処理		○	○		○	○	○	○
15	内国消費税等税額の算出 ^{*14}		○	○		○	○	○	○
16	内国消費税等減免税処理		○			○	○		○
17	統合処理 ^{*15}		○		○	○	○		○
18	税額合計の算出		○	○		○	○		○
19	担保額の算出		○	○		○	○		○
20	統計計上処理 ^{*16}		○		○	○	○	○	○
21	代表税番の設定処理 ^{*15}		○	○	○	○	○	○	○
22	あて先部門の決定処理		○	○	○	○	○	○	○
23	蔵置官署の決定処理		○	○	○	○		○	○
24	蔵置部門の決定処理		○	○	○	○		○	○
25	申告等番号の払出し処理		○	○	○	○	○	○	○
26	共通管理番号関連処理		○		○	○		○	○
27	開庁時申告情報の解除処理		○	○	○	○		○	
28	開庁時審査終了情報の解除処理		○	○					○
29	開庁時保留解除情報の解除処理		○		○	○		○	○
30	輸入申告DB処理		○	○	○	○	○	○	○
31	担保回復処理		○	○					○
32	担保引落とし処理		○	○					○
33	資金DB処理		○	○					○
34	MPN納付DB処理		○	○					○
35	貨物情報関連処理		○	○	○	○		○	
36	インボイス・パッキングリストDB処理		○	○	○	○	○	○	○
37	添付ファイル管理DB処理		○	○	○	○	○	○	○
38	関税割当証明書裏落とし情報DB処理		○				○		○
39	注意喚起メッセージ出力処理		○	○	○	○	○	○	○
40	出力情報出力処理		○	○	○	○	○	○	○

（*12）申告等種別が「Y」の場合と「Y」以外の場合では、処理内容が異なる。

（*13）申告等種別が「S」、「M」、「A」または「G」の場合は、内国消費税等の課税標準となる額を算出するため、関税額の仮計算を行う。

- (＊１４) 申告等種別が「S」、「M」、「A」または「G」の場合は、消費税以外の内国消費税等税額がある場合、消費税の課税標準となる額を算出するため、内国消費税等税額の仮計算を行う。
- (＊１５) 申告等種別が「H」または「N」の場合と「H」及び「N」以外の場合では、処理内容が異なる。
- (＊１６) 申告等種別が「G」、再蔵入承認申請、再移入承認申請及び再総保入承認申請の場合は、処理を行わない。

(１) 入力チェック処理

前述の入力条件に合致するかチェックし、合致した場合は正常終了とし、処理結果コードに「００００－００００－００００」を設定の上、以降の処理を行う。

合致しなかった場合はエラーとし、処理結果コードに「００００－００００－００００」以外のコードを設定の上、処理結果通知の出力を行う。(エラー内容については「処理結果コード一覧」を参照。)

(２) あて先官署及び特例申告あて先官署決定処理

あて先官署は、当初の輸入申告等のあて先官署を引き継ぐ。

ただし、BP承認時のあて先官署が廃止となった場合でIBPを実施する場合において、あて先官署欄に入力がある場合は、入力された官署とし、あて先官署欄に入力がない場合は、システムに登録されている引継先官署とする。

特例申告あて先官署は、輸入(引取)申告時のあて先官署を引き継ぐ。

ただし、特例申告あて先官署欄に入力がある場合は、入力された官署とする。

(３) 都道府県決定処理

(A) 以下のすべて条件を満たす場合、申告官署の本関所在地の都道府県を設定する。

(a) 税関を跨る自由化申告である。

(b) 以下のいずれかに該当する。

- ①通関予定蔵置場コードが本船・ふ中に対応するコードである。
- ②通関予定蔵置場コードが他所蔵置場所に対応するコードである。
- ③通関予定蔵置場コードが到着即時輸入申告扱いに対応するコードである。
- ④通関予定蔵置場コードが貨物到着前輸入申告扱いに対応するコードである。
- ⑤他所蔵置許可申請番号が入力され、かつ、通関予定蔵置場コードに対してシステムに保税地域名が登録されていない。

(B) 上記以外の場合、通関予定蔵置場コード欄に入力されたコードに基づき都道府県を決定する。

(４) 重量換算処理(航空のみ)

入力重量の単位が「LBR(ポンド)」の場合は、「KGM(キログラム)」換算をする。

①換算式

入力重量×0.45359

(1LBR=0.45359KGMとする)

②端数処理

小数点以下2位を切り上げ、小数点以下1位が5以下の場合は5とし、6以上の場合は、1位へ繰り上げ0とする。

(例) 10.46→10.5

10.56→11.0

(５) 邦貨換算処理

インボイス通貨コード欄、運賃通貨コード欄、保険通貨コード欄、評価補正基礎額通貨コード欄及びFOB通貨コード欄に入力された通貨コードが「JPY」以外の場合は、それぞれの価格等を邦貨に換算する。

(A) 処理条件

- ①入力された通貨コードにより「税額計算用」換算レートを適用する。
- ②申告等予定年月日が翌週の場合は、翌週の換算レートを適用する。
- ③輸入申告等変更に係る変更事項登録の場合は、輸入等申告時の換算レートを適用する。
- ④邦貨への換算は入力項目単位に行う。

(B) 換算式

入力金額×適用レート

なお、換算の都度、円位未満を切り捨てる。

(6) 課税価格算出処理

(A) 課税価格合計の算出

(a) 全欄運賃特例以外の場合

＜A＞保険区分コード欄が無保険に対応するコード以外の場合

＜a＞インボイス価格条件コードがC I F価格の場合

「インボイス価格+運賃^{*17}+補正額」を課税価格合計とする。

(＊17) 運賃区分コード欄に「インボイス等上の運賃より実際の運賃が上まわっているため
の差額運賃」に対応するコードの入力を伴って運賃欄に入力された運賃

＜b＞インボイス価格条件コードがC & F価格の場合

「インボイス価格+運賃^{*17}+保険料+補正額」を課税価格合計とする。

なお、保険料は以下に求める。

(ア) 保険区分コード欄に個別の保険に対応するコードの入力がある場合

保険金額欄に入力された金額を保険料とする。

(イ) 保険区分コード欄に包括保険に対応するコードの入力がある場合

①保険DBまたは包括保険DBに評価補正後に保険料の算出を行う旨が登録されている場合

(インボイス価格+運賃^{*17}+補正額) × 保険料指数^{*18}を保険料とする。

②保険DBまたは包括保険DBに評価補正後に保険料の算出を行う旨が登録されていない場合

(インボイス価格+運賃^{*17}) × 保険料指数^{*18}を保険料とする。

(＊18) 保険DBまたは包括保険DBに登録されている保険料指数。

ただし、求めた保険料が保険DBまたは包括保険DBに登録されている最低
保険料より低い場合には、その最低保険料を保険料とする。ただし、HHA
業務において、最低保険料を月単位で登録している場合は、比較を行わず、
求めた保険料を保険料とする。

(ウ) 保険区分コード欄に「保険料を自動計算する」旨のコードの入力がある場合

保険料自動計算式^{*19}により算出された金額を保険料とする。

(＊19) 税関長公示額における「通常要すると認められる保険料の額」に示される計算
式に基づき、保険料自動計算適用管理DBに登録されている「C & F価格+補
正額」の価格帯に応じた保険料自動計算式。

なお、「補正額の算出」において保険料自動計算式が用いられる場合は、補正額
を0として自動計算式を適用し、補正額を算出する。

(エ) 保険区分コード欄に「運賃率表等に基づき保険料を入力する」旨のコードの入力がある場
合

保険金額欄に入力された金額を保険料とする。

<c>インボイス価格条件コードがC&I価格の場合

「インボイス価格+運賃*²⁰+補正額」を課税価格合計とする。

(※20) 運賃按分識別欄に重量按分に対応するコードの入力がある場合の運賃は以下による。

入力された運賃 × $\left(1 - \frac{\text{重量按分の旨の入力がある欄の重量合計}}{\text{全欄の重量合計}}\right)$ を運賃とする。

運賃按分識別欄に容量按分に対応するコードの入力された場合の運賃は以下による。

入力された運賃 × $\left(1 - \frac{\text{容量按分の旨の入力がある欄の容量合計}}{\text{全欄の容量合計}}\right)$ を運賃とする。

<d>インボイス価格条件コードがFOB価格の場合

「インボイス価格+運賃*²⁰+保険料+補正額」を課税価格合計とする。

なお、保険料は以下に求める。

(ア) 保険区分コード欄に個別の保険に対応するコードの入力がある場合

保険金額欄に入力された金額を保険料とする。

(イ) 保険区分コード欄に包括保険に対応するコードの入力がある場合

① 保険DBまたは包括保険DBに評価補正後に保険料の算出を行う旨が登録されている場合

(インボイス価格+運賃+補正額) × 保険料指数*¹⁸を保険料とする。

② 保険DBまたは包括保険DBに評価補正後に保険料の算出を行う旨が登録されていない場合

(インボイス価格+運賃) × 保険料指数*¹⁸を保険料とする。

(ウ) 保険区分コード欄に「保険料を自動計算する」旨のコードの入力がある場合

保険料自動計算式*¹⁹により算出された金額を保険料とする。

なお、自動計算に用いるC&F価格は「インボイス価格+入力された運賃」とする。

(エ) 保険区分コード欄に「運賃率表等に基づき保険料を入力する」旨のコードの入力がある場合

保険金額欄に入力された金額を保険料とする。

保険区分コード欄に無保険に対応するコードの入力がある場合

<a>インボイス価格条件コードがC&F価格の場合

「インボイス価格+運賃*¹⁷+補正額」を課税価格合計とする。

インボイス価格条件コードがFOB価格の場合

「インボイス価格+運賃*²⁰+補正額」を課税価格合計とする。

(b) 全欄運賃特例の場合（貨物が航空貨物で運賃区分コード欄に運賃特例（関税定率法施行令第1条の13第2項第6号に掲げる遅延貨物は除く）に対応するコードの入力がある場合）

<A>運賃欄に入力がなく、運賃区分コード欄に「運賃及び保険料を自動計算する」旨のコードの入力がある場合

<a>保険区分コード欄に「保険料を自動計算する」旨のコードの入力がある場合

運賃及び保険料自動計算式*²¹により算出された金額を運賃及び保険料とし、「インボイス価格+運賃+保険料+補正額」を課税価格合計とする。

(※21) 税関長公示額における「通常要すると認められる運賃及び保険料の額」に示される計算式に基づき、運賃特例自動計算適用管理DBに登録されている「FOB価格+補正額」の価格帯に応じた運賃及び保険料自動計算式。

なお、「補正額の算出」において運賃及び保険料自動計算式が用いられる場合は、補正額を0として自動計算式を適用し、補正額を算出する。

保険区分コード欄に「運賃率表等に基づき保険料を入力する」旨のコードまたは「個別の保険」に対応するコードの入力がある場合

運賃自動計算式*²²により算出された金額を運賃とし、「インボイス価格+運賃+入力された保険料+補正額」を課税価格合計とする。

(* 2 2) 税関長公示額における「通常要すると認められる運賃及び保険料の額」に示される計算式に基づき、運賃特例自動計算適用管理DBに登録されている「F O B 価格+補正額」の価格帯に応じた運賃自動計算式。

なお、「補正額の算出」において運賃自動計算式が用いられる場合は、補正額を0として自動計算式を適用し、補正額を算出する。

< c > 保険区分コード欄に「無保険」に対応するコードの入力がある場合

運賃自動計算式*²²により算出された金額を運賃とし、「インボイス価格+運賃+補正額」を課税価格合計とする。

< B > 運賃欄に入力がある場合

< a > 保険区分コード欄に「保険料を自動計算する」旨のコードの入力がある場合

運賃区分コード欄に「運賃及び保険料を自動計算する」旨のコードの入力がある場合は、以下のいずれか安いほうを課税価格合計とする。

また、運賃区分コード欄に「運賃率表等に基づき運賃を入力する」旨のコードの入力がある場合は、以下の②を課税価格合計とする。

① 運賃及び保険料自動計算式*²¹により自動計算された金額を運賃及び保険料とし、「インボイス価格+運賃+保険料+補正額」により算出された課税価格合計。

② 保険料自動計算式*¹⁹により自動計算された金額を保険料とし、「インボイス価格+入力された運賃+保険料+補正額」により算出された課税価格合計。

< b > 保険区分コード欄に「運賃率表等に基づき保険料を入力する」旨のコードまたは「個別の保険」に対応するコードの入力がある場合

運賃区分コード欄に「運賃及び保険料を自動計算する」旨のコードの入力がある場合は、以下のいずれか安いほうを課税価格合計とする。

また、運賃区分コード欄に「運賃率表等に基づき運賃を入力する」旨のコードの入力がある場合は、以下の②を課税価格合計とする。

① 運賃自動計算式*²²により算出された金額を運賃とし、「インボイス価格+運賃+入力された保険料+補正額」により算出された課税価格合計。

② 「インボイス価格+入力された運賃+入力された保険料+補正額」により算出された課税価格合計。

< c > 保険区分コード欄に「無保険」に対応するコードの入力がある場合

運賃区分コード欄に「運賃及び保険料を自動計算する」旨のコードの入力がある場合は、以下のいずれか安いほうを課税価格合計とする。

また、運賃区分コード欄に「運賃率表等に基づき運賃を入力する」旨のコードの入力がある場合は、以下の②を課税価格合計とする。

① 運賃自動計算式*²²により算出された金額を運賃とし、「インボイス価格+運賃+補正額」により算出された課税価格合計。

② 「インボイス価格+入力された運賃+補正額」により算出された課税価格合計。

< d > 保険区分コード欄に包括保険に対応するコードの入力がある場合

運賃区分コード欄に「運賃及び保険料を自動計算する」旨のコードの入力がある場合は、以下のいずれか安いほうを課税価格合計とする。

運賃区分コード欄に「運賃率表等に基づき入力する」旨のコードの入力がある場合は、以下の②を課税価格合計とする。

① 運賃自動計算式*²²により算出された金額を運賃とし、「インボイス価格+運賃+保険料+補正額」により算出された課税価格合計。

② 「インボイス価格+入力された運賃+保険料+補正額」により算出された課税価格合計。

なお、保険料は以下に求める。

- (ア) 保険DBまたは包括保険DBに評価補正後に保険料の算出を行う旨が登録されている場合
 (インボイス価格+入力された運賃+補正額) × 保険料指数^{*17}を保険料とする。
- (イ) 保険DBまたは包括保険DBに評価補正後に保険料の算出を行う旨が登録されていない場合
 (インボイス価格+入力された運賃) × 保険料指数^{*17}を保険料とする。
- (c) 評価補正区分コード欄に手計算による課税価格の総額に対応するコードが入力された場合は、評価補正基礎額欄に入力された金額を課税価格合計とする。
- (B) 補正額の算出
- (a) 評価補正基礎額欄に評価補正額が入力された場合
- <A> 評価補正区分コード欄に補正額を加算に対応するコードの入力がある場合は、入力された評価補正額とする。
- 評価補正区分コード欄に補正額を減算に対応するコードの入力がある場合は、入力された評価補正額とする。
- なお、補正額は負とする。
- (b) 評価補正区分コード欄にIP是認に対応するコードの入力がある場合は、補正額の計算は行わない。
- (c) 包括評価申告受理番号欄に入力があり、かつ、評価区分コード欄に評価区分コードの入力がない場合 (輸入包括評価申告DBに登録されている補正区分コードが「BP承認申請」の場合は、補正額の計算は行わない)
- <A> 輸入包括評価申告DBに登録されている補正式が標準式で「補正基礎額×補正率」を補正額とする場合は、補正基礎額は以下により算出する。(以下、「補正基礎額算出処理」という。)
- <a> 評価補正基礎価格条件がFOB価格の場合
- ① インボイス価格条件コードがFOB価格の場合
 「インボイス価格」を補正基礎額とする。
- ② インボイス価格条件コードがFOB価格以外の場合
 FOB価格として入力された評価補正基礎額を補正基礎額とする。
- 評価補正基礎価格条件がC&I価格の場合
- ① インボイス価格条件コードがC&I価格の場合
 「インボイス価格」を補正基礎額とする。
- ② インボイス価格条件コードがFOB価格の場合
 「インボイス価格+保険料^{*23}」を補正基礎額とする。
- なお、保険区分コード欄に無保険に対応するコードが入力された場合はエラーとする。
- (※23) 「全欄運賃特例以外」、「保険区分コード欄が無保険に対応するコード以外」、
 「インボイス価格条件コードがFOB価格またはC&F価格」のすべてを満たす場合に算出した保険料。なお、保険区分コード欄に「保険料を自動計算する」旨のコードの入力がある場合は、保険料自動計算式^{*19}により算出された金額を保険料とする。
- ③ インボイス価格条件コードがCIF価格またはC&F価格の場合
 C&I価格として入力された評価補正基礎額を補正基礎額とする。
- <c> 評価補正基礎価格条件がC&F価格の場合
- ① インボイス価格条件コードがC&F価格の場合
 「インボイス価格+運賃^{*17}」を補正基礎額とする。
- ② インボイス価格条件コードがFOB価格の場合
 「インボイス価格+運賃^{*20}」を補正基礎額とする。
- ③ インボイス価格条件コードがCIF価格またはC&I価格の場合
 C&F価格として入力された評価補正基礎額を補正基礎額とする。

- < d > 評価補正基礎価格条件が C I F 価格の場合
- ① インボイス価格条件コードが C I F 価格の場合
「インボイス価格+運賃*¹⁷」を補正基礎額とする。
 - ② インボイス価格条件コードが C & I 価格の場合
「インボイス価格+運賃*²⁰」を補正基礎額とする。
 - ③ インボイス価格条件コードが C & F 価格の場合
「インボイス価格+保険料*²³」を補正基礎額とする。
 - ④ インボイス価格条件コードが F O B 価格の場合
「インボイス価格+運賃*²⁰+保険料*²³」を補正基礎額とする。
- < e > 評価補正基礎価格条件が I P 価格の場合
「インボイス価格」を補正基礎額とする。
- < f > 評価補正基礎価格条件が F A S 価格の場合
F A S 価格として入力された評価補正基礎額を補正基礎額とする。
- < g > 評価補正基礎価格条件が E X W 価格の場合
E X W 価格として入力された評価補正基礎額を補正基礎額とする。
- < B > 輸入包括評価申告 D B に登録されている補正式が標準式で「補正基礎額 1 × 補正率 1 + 補正基礎額 2 × 補正率 2」を補正額とする場合
補正基礎額 1 及び 2 は補正基礎額算出処理により算出する。
- < C > 輸入包括評価申告 D B に登録されている補正式が非標準式の場合
- < a > 評価補正区分コード欄に補正額を加算に対応するコードの入力がある場合は、入力された評価補正額とする。
 - < b > 評価補正区分コード欄に補正額を減算に対応するコードの入力がある場合は、入力された評価補正額とする。
なお、補正額は負とする。
 - < c > 評価補正区分コード欄に I P 是認に対応するコードの入力がある場合は、補正額の計算は行わない。
- < D > 輸入包括評価申告 D B の評価結論が「I P 是認」の場合は、補正額の計算は行わない。
- (d) 包括評価申告受理番号欄に入力があり、かつ、評価区分コード欄に評価区分コードの入力がある場合
- < A > 評価補正区分コード欄に補正額を加算に対応するコードの入力がある場合は、入力された評価補正額とする。
 - < B > 評価補正区分コード欄に補正額を減算に対応するコードの入力がある場合は、入力された評価補正額とする。
なお、補正額は負とする。
 - < C > 評価補正区分コード欄に I P 是認に対応するコードの入力がある場合は、補正額の計算は行わない。
- (e) 評価区分コード欄に個別評価申告を適用するものに対応するコードの入力がある場合
- < A > 評価補正補正式欄に「標準式」の入力がある場合
「補正基礎額 × 補正率」を補正額とする。
補正基礎額は補正基礎額算出処理により算出する。
 - < B > 評価補正補正式欄に入力がない場合
 - < a > 評価補正区分コード欄に補正額を加算に対応するコードの入力がある場合は、入力された評価補正額とする。

＜b＞評価補正区分コード欄に補正額を減算に対応するコードの入力がある場合は、入力された評価補正額とする。

なお、補正額は負とする。

＜c＞評価補正区分コード欄にI P 是認に対応するコードの入力がある場合は、補正額の計算は行わない。

(C) 欄単位の課税価格の算出

(a) 課税価格欄に手計算により算出した課税価格が入力された場合

課税価格欄に入力された金額を課税価格とする。

(b) 課税価格按分係数欄に按分係数の入力がある場合

$$\frac{\text{課税価格合計}^{*23} \times \text{入力された課税価格按分係数}}{\text{課税価格按分係数合計}^{*24}} \quad \text{課税価格とする。}$$

(* 2 4) 前述の課税価格合計の算出により求められた課税価格合計とする。

(* 2 5) 課税価格按分係数合計は以下により決定する。

①課税価格按分係数合計欄に入力がない場合は、課税価格按分係数が入力された欄の按分係数の合計とする。

②課税価格按分係数合計欄に入力がある場合は、課税価格按分係数合計欄に入力された課税価格按分係数合計とする。

(c) 課税価格按分係数欄及び課税価格欄に入力がない場合（欄数が1欄の場合に限る。）

算出した課税価格合計を課税価格とする。

(D) 端数処理

発生した円位未満は、計算の都度切り捨てる。

(7) 関税課税標準数量換算処理

(A) 換算処理

従量税率を適用する場合は、数量（1）欄または数量（2）欄を関税課税標準数量単位に基づき関税課税標準数量に換算する。

ただし、数量（1）欄及び数量（2）欄いずれも換算可能な場合は数量（1）欄により換算を行う。

(B) 端数処理

(a) 酒税、揮発油税・地方揮発油税、石油ガス税及び石油石炭税が課税される場合

酒税……………10ミリリットル位未満切り捨て

揮発油税・地方揮発油税…………リットル位未満切り捨て

石油ガス税……………キログラム位未満切り捨て

石油石炭税……………リットル位またはキログラム位未満切り捨て（ただし、重量・容量相互の換算は行わない。）

(b) 酒税、揮発油税・地方揮発油税、石油ガス税及び石油石炭税以外の内国消費税が課税される場合

①関税率が円以上2桁までの場合は、関税課税標準数量の整数位までとし、それ未満は切り捨てる。

(例)	(税率)	(数量)
	3. 3 6円／KG	8, 5 4 7. 8 KG
		↓
		8, 5 4 7 KG

②関税率が円以上3桁の場合は、関税課税標準数量の小数点以下1位までとし、それ未満は切り捨てる。

(例)	(税率)	(数量)
	1 1 3. 2 0円／KG	4, 8 5 5. 7 8 KG
		↓
		4, 8 5 5. 7 KG

③関税率が順次円以上 n 桁の場合は、関税課税標準数量の小数点以下 $(n-2)$ 位までとし、それ未満は切り捨てる。

(c) 蔵置種別等コード欄に製造場からの酒類の輸入申告を行う旨の入力があった場合は、10ミリリットル位未満切り捨てとする。

(8) 関税課税標準決定処理

(A) 従価税率が適用される場合

欄単位に算出した課税価格を関税課税標準額とする。

(B) 従量税率が適用される場合

関税課税標準数量換算処理により算出した数量を関税課税標準数量とする。

(C) 従価・従量併用税率が適用される場合

欄単位に算出した課税価格を関税課税標準額とし、関税課税標準数量換算処理により算出した数量を関税課税標準数量とする。

(9) 関税率の決定

(A) 申告等種別が「Y」以外の場合

関税減免税コード欄にINN品目に係る減免税コードの入力がある場合は、関税率を「FRE E」とする。それ以外の場合は、品目コード欄、NACCS用コード欄、原産地コード欄、原産地証明書識別欄に入力されたコード及び以下の条件により関税率を決定する。

EPA税率を適用できる場合は、EPA税率とWTO協定税率の比較を行い、低い関税率を協定税率として適用する。

輸入品目DBに協定・暫定要比較または協定・基本要比較の登録がある場合は、低い関税率を適用する。

①暫定税率とWTO協定税率が同額の場合は、暫定税率を適用する。

②基本税率とWTO協定税率が同額の場合は、基本税率を適用する。

③暫定税率とEPA税率が同額の場合は、暫定税率を適用する。

④基本税率とEPA税率が同額の場合は、基本税率を適用する。

⑤WTO協定税率とEPA税率が同額の場合は、WTO協定税率を適用する。

また、比較用の関税額算出においては、実際の関税額算出と以下の点が異なる。

①従価税と従価税を比較する場合で、関税課税標準額が1,000円未満となる場合は、1,000円未満を切り捨てる前の額を課税標準として比較用の関税額を算出する。

②従量税と従量税を比較する場合で、端数処理後の関税課税標準数量が0となる場合は、端数処理を行う前の数量を課税標準として比較用の関税額を算出する。

③比較用の関税額算出においては、算出した比較用の関税額は小数点以下6位までとし、それ未満を切り捨てる。

(a) 特惠税率の適用

<A>特別特惠税率（無税）は、以下の条件をすべて満たす場合に適用する。

①原産地コード欄に特別特惠受益国に対応するコードの入力があること。

②原産地証明書識別欄に特惠に対応するコードの入力があること。

③品目コード欄に特別特惠制度適用品目の入力があること。

ただし、チェック対象日（最初蔵入等承認年月日欄に入力がある場合は、チェック対象日または最初蔵入等承認年月日欄に入力された日）において輸入品目DBまたは国DBに特別特惠に係る停止条件が登録されている場合は、特別特惠税率及び特惠税率以外の税率を適用する。また、チェック対象日（最初蔵入等承認年月日欄に入力がある場合は、チェック対象日または最初蔵入等承認年月日欄に入力された日）において、特別特惠受益国及び特別特惠制度適用品目の組み合わせにより、特別特惠の除外となっている場合は特別特惠税率以外の税率を適用する。

＜B＞特惠税率は、以下の条件をすべて満たす場合に適用する。

＜a＞原産地コード欄に特惠受益国に対応するコードの入力があること。

＜b＞原産地証明書識別欄に特惠に対応するコードの入力があること。

＜c＞品目コード欄に特惠制度適用品目の入力があること。

ただし、以下の場合を除く。

（ア）最初蔵入等承認年月日欄に入力がない場合

チェック対象日が輸入品目DBに登録されている特惠適用期間外である場合は、特惠税率以外の税率を適用する。

（イ）最初蔵入等承認年月日欄に入力がある場合

①特惠税率の管理方式がシーリング方式の場合で、最初蔵入等承認年月日欄に入力された日が輸入品目DBに登録されている特惠適用期間外である場合は、特惠税率以外の税率を適用する。

②特惠税率の管理方式がエスケープ・クローズ方式の場合で、最初蔵入等承認年月日欄に入力された日またはチェック対象日が輸入品目DBに登録されている特惠適用期間外である場合は、特惠税率以外の税率を適用する。

（b）EPAに基づく税率の適用

EPAに基づく税率は、以下の条件をすべて満たす場合に適用する。

①原産地コード欄に、EPAに基づく税率の適用国に対応するコードの入力があること。

②原産地証明書識別欄にEPAに対応するコードの入力があること。

③品目コード欄にEPA対象品目の入力があり、かつ、適用期間内であること。

（d）WTO協定税率の適用

WTO協定税率はWTO協定税率適用品目であり、かつ、以下のいずれかの条件を満たす場合に適用する。

①原産地コード欄にWTO協定税率適用国に対応するコードの入力があり、かつ、原産地証明書識別欄にWTO協定税率を適用する旨のコードの入力がある場合。

②NACCS用コード欄に自国産品の再輸入貨物である旨のコードの入力がある場合。

③特惠税率が適用できない場合。

④EPAに基づく税率が適用できない場合。

（e）暫定税率の適用

暫定税率は暫定税率適用品目であり、かつ、以下の条件を満たす場合に適用する。

①特惠税率、EPAに基づく税率及びWTO協定税率が適用されなかった場合。

②原産地証明書識別欄に「原産地が確認できない」旨のコードの入力がある場合。

（f）基本税率の適用

特惠税率、EPAに基づく税率、WTO協定税率及び暫定税率が適用されなかった場合は、基本税率を適用する。

（B）申告等種別が「Y」の場合

①品目コード欄に、関税定率法第14条18号に該当する旨のコードが入力された場合は、「EXMP」とする。

②上記以外の場合は、「FREE」とする。

（10）差額関税の税率端数処理

差額関税が適用される場合は、以下により関税率の端数処理を行う。

①関税課税標準数量の整数位の桁数が1桁の場合は、税率の円未満の端数を切り捨てる。

②関税課税標準数量の整数位の桁数が2桁の場合は、税率の小数第1位未満の端数を切り捨てる。

(例)	(税率)	(数量)
356.73181円/KG		23.2KG
↓		
356.7円/KG		

③関税課税標準数量の整数位の桁数が順次整数位以上n桁の場合は、税率の小数点以下(n-1)位までとし、それ未満の端数は切り捨てる。

(例)	(税率)	(数量)
356.73181円/KG		67,723.2KG
↓		
356.7318円/KG		

(11) 関税額の算出

(A) 従価税率を適用する場合

「関税課税標準額^{*26}×関税率」を関税額とする。

(※26) 関税課税標準額は1,000円未満を切り捨てた額。

(B) 従量税率を適用する場合

「関税課税標準数量×関税率」を関税額とする。

(C) 従価・従量併用税率を適用する場合

従価税率の適用により算出した税額と従量税率の適用により算出した税額の合計額を関税額とする。

(D) 端数処理

関税額の算出において発生した円位未満は、計算の都度切り捨てる。

(12) 関税減免税処理

関税減免税コード欄に入力がある場合は、以下の処理を行う。

ただし、関税が無税の場合は処理を行わない。

(A) 免税処理

関税減免税コード欄に免税である旨のコードの入力がある場合は、算出した関税額を関税免税額とし、関税額を免税する。

(B) 減税・控除処理

関税減免税コード欄に減税・控除である旨のコードの入力がある場合は、関税減税額欄に入力された金額を関税減税・控除額とし、算出した関税額より減税・控除する。

(13) 内国消費税等課税標準数量の換算

(A) 換算処理

従量税率を適用する場合は、数量(1)欄または数量(2)欄を内国消費税等課税標準数量単位に基づき内国消費税等課税標準数量に換算する。

ただし、数量(1)欄及び数量(2)欄いずれも換算可能な場合は数量(1)欄により換算を行う。

(B) 端数処理

酒税……………10ミリリットル位未満切り捨て

揮発油税・地方揮発油税……リットル位未満切り捨て

石油ガス税……………キログラム位未満切り捨て

たばこ税及びたばこ特別税…本位未満切り捨て(ただし重量から本数への換算は行わない。)

石油石炭税……………リットル位またはキログラム位未満切り捨て(ただし、重量・容量の相互の換算は行わない。)

(14) 内国消費税等課税標準決定処理

内国消費税等種別コード欄に消費税非課税用のコード(F0)の入力がある場合は、以下の処理を行わない。消費税非課税用のコード(F0)以外の入力がある場合は、以下の処理を行う。

(A) 従価税率が課税される場合

(a) 内国消費税等種別コード欄に特殊関税に対応するコードの入力がある場合

「関税課税標準額」を内国消費税等課税標準額とする。

(b) 内国消費税等種別コード欄に消費税に対応するコードの入力がある場合

①消費税以外に内国消費税または特殊関税が課税されていない場合

「関税課税標準額+関税額^{*27}」を内国消費税等課税標準額とする。

(^{*27}) 関税額の100円未満を切り捨てた額。

②消費税以外に内国消費税または特殊関税が課税されている場合

「関税課税標準額+関税額^{*27}+内国消費税等税額^{*28}」を内国消費税等課税標準額とする。

(^{*28}) 算出される消費税以外の内国消費税等税額（特殊関税を含む）について100円未満を切り捨てた額。

なお、内国消費税等減免税コード欄に「石油石炭税特例納付」が入力された場合は、石油石炭税額を仮に算出し100円未満を切り捨てた額。

③消費税以外に石油石炭税及び揮発油税・地方揮発油税が課税されている場合

「関税課税標準額+関税額^{*27}+石油石炭税額^{*28}+揮発油税・地方揮発油税額^{*28}」を内国消費税等課税標準額とする。

(c) 内国消費税等種別コードが地方消費税の場合

①消費税額が100円以上の場合

「消費税額^{*29}」を内国消費税等課税標準額とする。

(^{*29}) 算出される消費税額について100円未満を切り捨てた額。

②消費税額が100円未満の場合

地方消費税は課税されないため内国消費税課税標準額は算出しない。

(B) 従量税率が課税される場合

(a) 内国消費税等種別コード欄に揮発油税・地方揮発油税に対応するコードの入力がある場合

「内国消費税等課税標準数量^{*30}—(内国消費税等課税標準数量^{*30}×控除率^{*31})」を内国消費税等課税標準数量とする。

(^{*30}) 算出した内国消費税等課税標準数量。

(^{*31}) 控除率は内国消費税等種別DBに登録されている揮発油税・地方揮発油税の控除率。

(b) 内国消費税等種別コード欄に揮発油税・地方揮発油税に対応するコード以外の入力がある場合

算出した内国消費税等課税標準数量とする。

(15) 内国消費税等税額の算出

内国消費税等種別コード欄に消費税非課税用のコード(F0)の入力がある場合は、以下の処理を行わない。消費税非課税用のコード(F0)以外の入力がある場合は、以下の処理を行う。

(A) 従価税率が課税される場合

「内国消費税等課税標準額^{*32}×内国消費税等税率^{*33}」を内国消費税等税額とする。

(^{*32}) 内国消費税等課税標準額は、1,000円未満を切り捨てた額。

ただし、地方消費税の場合を除く。

(^{*33}) 内国消費税等種別DBに登録されている内国消費税等税率。

(B) 従量税率が課税される場合

「内国消費税等課税標準数量×内国消費税等税率^{*33}」を内国消費税等税額とする。

ただし、内国消費税等減免税コード欄に石油石炭税特例納付である旨のコードの入力がある場合は、石油石炭税の税額は算出しない。

(C) 端数処理

内国消費税等税額の算出において発生した円位未満は、計算の都度切り捨てる。

(16) 内国消費税等減免税処理

内国消費税等減免税コード欄に入力がある場合は、以下の処理を行う。

ただし、内国消費税等減免税コード欄に入力がなく、関税減免税コードの入力により内国消費税等が減免税となる場合は、輸入関税減免税コードDBに登録されている内国消費税等減免税コードが入力されたものとして処理する。

(A) 免税処理

内国消費税等減免税コード欄に免税である旨のコードの入力がある場合は、算出した内国消費税等税額を内国消費税等免税額とし、内国消費税等税額を免税する。

(B) 減税・控除処理

内国消費税等減免税コード欄に減税・控除である旨のコードの入力がある場合は、内国消費税等減税額欄に入力された金額を内国消費税等減税・控除額とし、算出した内国消費税等税額より減税・控除する。

(17) 統合処理

(A) 申告等種別が「H」及び「N」以外の場合

(a) 統合判定処理

以下の項目がすべて同一の欄毎に関税課税標準額、関税課税標準数量、関税減税額、内国消費税等課税標準額、内国消費税等課税標準数量及び内国消費税等減税額の統合を行う。

また、NACCS用コード欄に自国産品の再輸入貨物である旨のコードが入力された欄については、自国産品の再輸入貨物である旨のコードが入力された欄で統合を行う。

ただし、関税率の種別が差額関税、複合税率である欄については統合しない。

- ①品目コード欄
- ②原産地コード欄
- ③原産地証明書識別欄
- ④蔵置種別等コード欄
- ⑤関税減免税コード欄
- ⑥内国消費税等種別コード欄
- ⑦内国消費税等減免税コード欄
- ⑧関税率の区分（特惠税率、EPA協定税率、WTO協定税率、暫定税率、基本税率）
- ⑨関税率の種別（従価税、従量税、併用税率、選択税率（高い税額）、選択税率（低い税額）
- ⑩関税率
- ⑪内国消費税等税率

(b) 統合後の税額計算処理

統合された欄毎に統合後の関税課税標準額、関税課税標準数量、関税減税額、内国消費税等課税標準額、内国消費税等課税標準数量及び、内国消費税等減税額に基づき統合後の関税額、関税減免税額、内国消費税等税額、内国消費税等減税額を算出する。

(B) 申告等種別が「H」または「N」の場合

以下の項目がすべて同一の欄毎に邦価換算後のインボイス価格の統合を行う。

また、NACCS用コード欄に自国産品の再輸入貨物である旨のコードが入力された欄については、自国産品の再輸入貨物である旨のコードが入力された欄で統合を行う。

ただし、NACCS用コード欄に少額合算貨物の旨のコードが入力された欄及び品目コード欄に入力された品目コードが6桁の欄については統合しない。

- ①品目コード欄
- ②原産地コード欄

(18) 税額合計の算出

(A) 関税額の合計

各欄の関税額^{*34}を合計し、100円未満を切り捨てる。

(※34) 統合されているものは統合後の関税額。

(B) 内国消費税等税額の合計

各欄の内国消費税等税額^{*35}を科目毎に合計し、100円未満を切り捨てる。

(※35) 統合されているものは統合後の内国消費税等税額。

(19) 担保額の算出

(A) 再輸出免税及びB P承認申請の場合

再輸出免税またはB P承認申請の場合は、欄単位に担保額の算出を行う。

(a) 税額仮計算処理

B P申請事由コード欄に「原産地証明書または原産品申告書の提出が遅れる」に対応するコードの入力がある場合は、特惠税率またはE P Aに基づく税率の適用がないとした場合の関税率に基づき関税額、内国消費税等税額及び消費税額の仮計算を行い、算出された金額に基づき担保額の算出を行う。

なお、関税額または内国消費税等税額が減税または免税されている場合は、税額仮計算処理においては、減税または免税を行わない。

(b) 関税に係る担保額の算出

①B P申請事由コード欄に「原産地証明書または原産品申告書の提出が遅れる」に対応するコードの入力がある場合

「税額仮計算処理で算出された関税額」を担保額とする。

②関税額が減税または免税されている場合

「減税または免税がなかったとした場合の関税額」を担保額とする。

③包括評価申告により担保額を算出する場合^{*36}

「関税額×(1+X^{*37})」を担保額とする。

(※36) B P承認申請の場合であり、かつ、全欄に包括評価申告を適用する場合のみ担保額を算出。

(※37) 輸入包括評価申告D Bに登録されている担保率。

④その他の場合

「関税額×1.1」を担保額とする。

(c) 内国消費税等に係る担保額の算出

<A>内国消費税等種別コード欄に消費税に対応するコード以外の入力がある場合

①B P申請事由コード欄に「原産地証明書または原産品申告書の提出が遅れる」に対応するコードの入力がある場合

「税額仮計算処理で算出された内国消費税等税額」を担保額とする。

②内国消費税等税額が減税または免税されている場合

「減税または免税がなかったとした場合の内国消費税等税額」を担保額とする。

③包括評価申告により担保額を算出する場合^{*36}

「内国消費税等税額×(1+X^{*37})」を担保額とする。

④その他の場合

「内国消費税等税額×1.1」を担保額とする。

内国消費税等種別コード欄に消費税に対応するコードの入力がある場合

内国消費税等種別コード欄に消費税非課税用のコード(F O)の入力がある場合は、以下の処理を行わない。消費税非課税用のコード(F O)以外の入力がある場合は、以下の処理を行う。

- ①B P申請事由コード欄に「原産地証明書または原産品申告書の提出が遅れる」に対応するコードの入力がある場合
「税額仮計算処理で算出された消費税額＋地方消費税額」を担保額とする。
- ②内国消費税等税額が減税または免税されている場合
「減税または免税がなかったとした場合の消費税額＋地方消費税額^{*38}」を担保額とする。
(*38) 減税または免税がなかったとした場合の消費税額が100円以上の場合は、地方消費税額を算出。
- ③包括評価申告により担保額を算出する場合^{*36}
「(消費税額＋地方消費税額) × (1 + X^{*37})」を担保額とする。
- ④その他の場合
「(消費税額＋地方消費税額) × 1.1」を担保額とする。
- (d) 端数処理
発生した円位未満は、計算の都度切り捨てる。
- (e) 担保額合計の算出
＜A＞関税の担保額の合計
各欄の関税の担保額を合計し、100円未満を切り捨てる。
＜B＞内国消費税等の担保額の合計
各欄の内国消費税等の担保額を科目毎に合計し、100円未満を切り捨てる。
- (B) 納期限延長の場合
算出した税額合計を各科目毎の担保額とする。
- (20) 統計計上処理
品目コード欄、関税減免税コード欄及び輸入貿易管理令別表コード欄により普通貿易統計、免税統計及び金統計の計上条件に該当する場合は、以下の処理を行う。
ただし、以下の場合は統計計上しない。
- ①NACCS用コード欄に統計計上除外の貨物である旨のコードの入力がある欄
②NACCS用コード欄に少額合算貨物の旨のコードが入力された欄
③統計用とされた関税課税標準額が201,000円未満の欄
④申告等種別が「H」または「N」の場合で、品目コード欄に入力された品目コードが6桁の欄
- (A) 統計用関税課税標準の算出
関税課税標準額、関税課税標準数量を統計用の関税課税標準とする。
なお、統合処理により統合された欄の場合は、NACCS用コード欄に統計計上除外の貨物である旨のコードの入力がある欄を除き、関税課税標準額、関税課税標準数量を統計用の関税課税標準として合計する。
- (B) 統計用関税額の算出
申告等種別が「H」、「N」、「S」、「M」、「A」及び「G」以外の場合は、以下の処理を行う。
- (a) 従価税率を適用する場合
「統計用関税課税標準額^{*39} × 関税率」を統計用関税額とする。
(*39) 統計用関税課税標準額は1,000円未満を切り捨てた額。
- (b) 従量税率を適用する場合
「統計用関税課税標準数量 × 関税率」を統計用関税額とする。
- (c) 従価・従量併用税率を適用する場合
従価税率の適用により算出した税額と従量税率の適用により算出した税額の合計額を統計用関税額とする。

(C) 統計用関税減免税処理

申告等種別が「H」、「N」、「S」、「M」、「A」及び「G」以外の場合で、関税減免税コード欄に入力がある場合は、以下の処理を行う。

ただし、関税が無税の場合は処理を行わない。

(a) 統計用関税減税額の算出

関税減税額を統計用の関税減税額とする。

なお、統合処理により統合された場合は、NACCS用コード欄に統計計上除外の貨物である旨のコードの入力がある欄を除き関税減税額を統計用の関税減税額として合計する。

(b) 免税処理

関税減免税コード欄に免税である旨のコードの入力がある場合は、算出した統計用関税額を統計用関税免税額とし、統計用関税額を免税する。

(c) 減税・控除処理

関税減免税コード欄に減税・控除である旨のコードの入力がある場合は、算出した統計用関税額から算出した統計用関税減税・控除額を減税・控除する。

(D) 統計数量の換算

入力された数量(1)欄及び数量(2)欄を統計単位1及び統計単位2に基づき統計数量に換算する。

ただし、統合処理により統合された場合は、NACCS用コード欄に統計計上除外の貨物である旨のコードの入力がある欄を除き、入力された数量(1)欄及び数量(2)欄を統計数量1及び統計数量2として合計する。

なお、統計単位未満は切り捨てる。

(E) 統計用関税額の端数処理

申告等種別が「H」、「N」、「S」、「M」、「A」及び「G」以外の場合、統計用関税額は1,000円未満を切り捨てた額とする。

(21) 代表税番の設定処理

(A) 申告等種別が「H」及び「N」以外の場合

欄単位の課税価格の算出処理により取得した課税価格^{*40}の一番高い欄(NACCS用コード欄に少額合算貨物である旨のコードが入力された欄は除く)の品目コード上位4桁を代表税番として設定する。

ただし、NACCS用コード欄に少額合算貨物である旨のコードが入力された欄のみの場合は、課税価格の算出処理により取得した課税価格の一番高い欄の品目コード上位4桁を代表税番として設定する。

(※40) 統合処理により統合された場合は、統合後の関税課税標準額。

(B) 申告等種別が「H」または「N」の場合

統合処理後のインボイス価格の一番高い欄(NACCS用コード欄に少額合算貨物である旨のコードが入力された欄は除く)の品目コード上位4桁を代表税番として設定する。

ただし、NACCS用コード欄に少額合算貨物である旨のコードが入力された欄のみの場合は、邦貨換算後のインボイス価格の一番高い欄の品目コード上位4桁を代表税番として設定する。

(22) あて先部門の決定処理

あて先部門は、当初の輸入申告等のあて先部門を引き継ぐ。

特例申告あて先部門は、以下のとおり決定する。

①特例申告あて先官署に、特例申告あて先部門が登録されている場合は、当該特例申告あて先部門とする。

②特例申告あて先官署に、特例申告あて先部門が登録されていない場合で、あて先官署と特例申告あて先官署が同一の場合は、あて先部門を特例申告あて先部門とする。

③特例申告あて先官署に、特例申告あて先部門が登録されていない場合で、あて先官署と特例申告あて先官署が異なる場合は、品目コード欄等に入力された内容に基づき、特例申告あて先部門を決定する。

ただし、あて先部門コード欄及び特例申告あて先部門コード欄に入力がある場合は、入力された部門とする。または、あて先官署が変更され、あて先部門コード欄に入力がない場合は、品目コード欄等に入力された内容に基づき、あて先部門を決定する。

(23) 蔵置官署の決定処理

通関予定蔵置場コードに基づき、蔵置官署を決定する。

(24) 蔵置部門の決定処理

あて先官署と蔵置官署が同一の場合は、あて先部門を蔵置部門とする。

あて先官署と蔵置官署が異なる場合は、以下のとおり決定する。

①蔵置官署に変更がない場合は、変更前の蔵置部門を引き継ぐ。

②蔵置官署に変更がある場合は、品目コード欄等に入力された内容に基づき、蔵置部門を決定する。

(25) 申告等番号の払出し処理

申告等番号の枝番を払い出す。

ただし、輸入申告等変更事項の訂正の場合は、新たな枝番の払い出しを行わない。

(26) 共通管理番号関連処理

他法令手続の証明をシステムにより行う旨を登録する場合または共通管理番号欄に入力がある場合は、共通管理番号関連処理を行う。詳細は、オンライン業務共通設計書の別紙D10「共通管理番号関連機能」の「共通管理番号管理処理」を参照。

(27) 開庁時申告情報の解除処理

予備申告中の場合で、開庁時申告の旨が登録され、当該申告が自動起動する前に本業務で訂正が行われた場合は、開庁時申告の旨の登録を解除し、改めて入力が行われない限り、開庁時申告は処理されないこととする。

(28) 開庁時審査終了情報の解除処理

輸入申告変更に係る変更事項登録の場合で、BP承認済であり、かつ、開庁時にIBPに係る審査終了を行う旨が登録され、当該審査終了が自動起動する前に本業務で変更が行われた場合は、開庁時にIBPに係る審査終了を行う旨の登録を解除する。

(29) 開庁時保留解除情報の解除処理

他法令未済により保留中で、かつ開庁時保留解除の旨が登録されている輸入申告について、当該保留解除が自動起動する前に本業務で変更が行われた場合は、開庁時保留解除の旨の登録を解除する。

(30) 輸入申告DB処理

①入力内容を輸入申告DBに登録・更新する。

②輸入申告DBに登録されている通関士審査結果を取り消す。

(31) 担保回復処理

輸入申告等変更に係る変更事項の登録の場合で、既に担保引落とし済の場合は、旧輸入申告DBに登録されている担保登録番号毎に以下の処理を行う。

(A) 担保DB処理

回復結果を担保DBに登録する。

(B) 担保引落とし回復DB処理

当初輸入申告等に係る担保の引落としで作成された、担保引落とし回復DBに削除対象の旨を登録する。

(32) 担保引落とし処理

輸入申告等変更に係る変更事項の登録の場合で、B/P承認済であり、かつ、担保引落とし済の場合は、輸入申告DBに登録されている担保登録番号について以下の処理を行う。

(A) 担保DB処理

引落とし結果を担保DBに登録する。

(B) 担保引落とし回復DB処理

引落とし結果を担保引落とし回復DBに登録する。

(33) 資金DB処理

輸入申告等変更に係る変更事項の登録の場合で、資金DBが作成されている場合は、資金DBに削除対象の旨を登録する。

(34) MPN納付DB処理

MPN納付DBが作成されている場合は、取消済みによる支払不可の旨を登録し、削除対象の旨を登録する。

(35) 貨物情報関連処理

以下の場合以外に処理を行う。

①B/P承認後の場合

②最初蔵入等承認年月日欄に入力がある場合

ただし、蔵出輸入申告（蔵出輸入（引取・特例）申告を含む）または再蔵入承認申請の場合で、通関予定蔵置場が蔵入承認済貨物の貨物管理を行う蔵置場としてシステムに登録されている場合は、処理を行う（海上のみ）。

③申告等種別が「T」または「V」の場合

④郵便物である旨の入力がある場合

(A) 海上の場合（システム参加保税蔵置場で通関する場合にのみ処理を行う。）

(a) 輸入申告等変更に係る変更事項の登録の場合

既に、登録されている貨物情報DBの申告情報を更新する。

なお、B/L番号が変更されている場合は、旧輸入申告DBに登録されているB/L番号に係る貨物情報DBから輸入申告等された旨を取り消す。

(b) 輸入申告等変更に係る変更事項の訂正の場合

B/L番号が変更されている場合は、変更前のB/L番号に係る貨物情報DBから輸入申告等された旨を取り消す。

(c) 予備申告変更に係る変更事項の登録の場合

予備申告時に貨物情報DBに登録した場合で、B/L番号が変更されている場合は、貨物情報DBから削除する。

なお、B/L番号が変更されている場合で、貨物情報DBに予備申告以外の情報（IDC業務及び「輸入申告審査終了（CEA）」業務以外の業務で登録された情報）が登録されている場合は、予備申告された旨を取り消す。

(B) 航空の場合

(a) 輸入申告等変更に係る変更事項の登録の場合

既に、登録されている輸入貨物情報DBの申告情報を更新する。

なお、AWB番号が変更されている場合は、旧輸入申告DBに登録されているAWB番号に係る輸入貨物情報DBから輸入申告等された旨を取り消す。

(b) 輸入申告等変更に係る変更事項の訂正の場合

AWB番号が変更されている場合は、変更前のAWB番号に係る輸入貨物情報DBから輸入申告等された旨を取り消す。

(c) 予備申告変更に係る変更事項の登録の場合

予備申告時に輸入貨物情報DBに登録した場合で、AWB番号が変更されている場合は、輸入貨物情報DBから削除する。

なお、AWB番号が変更されている場合で、輸入貨物情報DBに予備申告以外の情報（IDC業務及びCEA業務以外の業務で登録された情報）が登録されている場合は、予備申告された旨を取り消す。

(36) インボイス・パッキングリストDB処理（BP承認後の場合または申告等種別が「T」または「V」の場合は、処理を行わない。）

(A) 電子インボイス受付番号欄に輸入申告DBに登録されている電子インボイス受付番号と異なる内容の入力があつた場合

①入力された電子インボイス受付番号に係るインボイス・パッキングリストDBに、輸入申告等（予備申告の場合は除く。）がされた旨を登録する。

②輸入申告DBに登録されている電子インボイス受付番号に係るインボイス・パッキングリストDBから、輸入申告等（予備申告の場合は除く。）がされた旨を取り消す。

(B) 電子インボイス受付番号欄に入力がない場合

輸入申告DBに登録されている電子インボイス受付番号に係るインボイス・パッキングリストDBから、輸入申告等（予備申告の場合は除く。）がされた旨を取り消す。

(37) 添付ファイル管理DB処理

添付ファイル管理DBに入力された申告等番号に係る情報が存在する場合は、払い出された申告等番号枝番を登録する。

(38) 関税割当証明書裏落とし情報DB処理

輸入承認証等識別欄に入力されたNACCS用関税割当証明書番号が、関税割当証明書裏落とし情報DBに存在する場合は、以下の処理を行う。

①特例申告の場合、関税割当証明書裏落とし情報DBの申告官署を輸入申告DBに登録された特例申告あて先官署で更新する。

②BP承認時のあて先官署が廃止となった場合でIBPを実施する場合、関税割当証明書裏落とし情報DBの申告官署を引継先官署で更新する。

(39) 注意喚起メッセージ出力処理

注意喚起メッセージとして処理結果通知に出力する。主たる例示を以下に示す。

①特惠税率を適用する旨の入力があり特惠停止により特惠税率以外の税率を適用した品目がある場合。

②原産地証明書識別欄に特惠用の原産地証明書識別コードを入力すれば特惠税率を適用することが可能な品目がある場合。

③原産地証明書識別欄に経済連携協定用の原産地証明書識別コードを入力すれば経済連携協定税率を適用することが可能な品目がある場合。

④通関予定蔵置場コード欄に入力されたコードに基づくあて先官署とあて先官署コード欄に入力された税関官署コードに対応するあて先官署が異なる場合。ただし、自由化申告の場合を除く。

⑤税関への通知を要する事故が登録されている貨物の場合（システム参加保税蔵置場で通関する場合にのみ）。

⑥大額・少額識別欄に「L」が入力された場合で、課税価格が201,000円以上の欄が存在しない場合。

⑦大額・少額識別欄に「S」が入力された場合で、品目コード欄に「統計基本通達21-2（普通貿易統計計上除外貨物）に掲げる貨物」の入力があり、かつ、課税価格が201,000円以上である欄が存在する場合。

⑧入力された担保登録番号について、担保DBに登録されている担保登録番号毎の担保引落とし残高が輸入申告DBに登録されている担保提供原因毎の担保額を合計した金額以下である場合。

- ⑨包括保険番号欄に入力がある場合で、本業務が入力された日が保険DBまたは包括保険DBに登録されている適用終了年月日の2週間前*⁴⁰を過ぎている場合。
- ⑩包括評価申告受理番号欄に入力がある場合で、本業務が入力された日が輸入包括評価申告DBに登録されている有効期限の2週間前*⁴⁰を過ぎている場合。複数欄でメッセージ出力対象となった場合でも、メッセージの出力は1つである。なお、複数の包括評価申告受理番号欄でメッセージ出力対象となった場合でも、メッセージの出力は1つである。
- ⑪担保登録番号欄に入力がある場合または個別担保登録番号の登録がある場合で、本業務が入力された日が担保DBに登録されている有効期限の2週間前*40を過ぎている場合。なお、複数の担保登録番号欄でメッセージ出力対象となった場合でも、メッセージの出力は1つである。
- (*41) 適用終了年月日(有効期限) : 3/31の場合、業務実施日 : 3/17の場合は、メッセージを出力しない。業務実施日 : 3/18以降の場合は、メッセージを出力する。
- ⑫入力されたB/L番号にかかる貨物情報が見本持出許可となっているが、「見本持出確認登録(MHO)」業務が行われていない場合。

(40) 出力情報出力処理

後述の出力情報出力処理を行う。出力項目については「出力項目表」を参照。

6. 出力情報

情報名	出力条件	出力先
処理結果通知	なし	入力者
輸入申告等入力控情報* ⁴²	予備申告中の場合は、以下のいずれかとして出力 (1) 申告等種別が「H」、「N」及び「Y」以外の場合は、輸入申告等入力控情報として出力 (2) 申告等種別が「Y」の場合は、輸入申告(少額関税無税)入力控情報として出力 (3) 申告等種別が「H」または「N」の場合は、輸入(引取)申告入力控情報として出力	入力者
輸入申告等変更入力控情報* ⁴²	予備申告中でない場合は、以下のいずれかとして出力 (1) 申告等種別が「H」、「N」、「T」、「V」及び「Y」以外の場合は、輸入申告等変更入力控情報として出力 (2) 申告等種別が「Y」の場合は、輸入申告(少額関税無税)変更入力控情報として出力 (3) 申告等種別が「H」または「N」の場合は、輸入(引取)申告変更入力控情報として出力 (4) 申告等種別が「T」または「V」の場合は、特例申告入力控情報として出力	入力者

(*42) 端末パッケージを利用した際の帳票用レイアウトは、出力内容により輸入申告等控情報と同等の帳票レイアウトで表示される。詳細は、オンライン業務共通設計書の別紙D06「輸入申告入力控情報等のレイアウトについて」を参照。

7. 特記事項

(1) 納期限延長コードの入力方法について

包括納期限延長、個別納期限延長、特例申告納期限延長または即納の混在の登録を行う場合は、対象とする税科目により以下の入力を行う。

税科目	延長種別	その他の内国消費税等 ^{*44}			
		なし	即納	個別納期限延長	特例申告納期限延長
関税等 ^{*43}	即納			C ^{*45}	F ^{*45}
	個別納期限延長	K ^{*45}	B ^{*46}	K ^{*45}	
	包括納期限延長	H ^{*45}	A ^{*46}	M	
	特例申告納期限延長	T ^{*45}	E ^{*46}		T ^{*45}

(^{*43}) 関税等とは、関税、特殊関税、消費税及び地方消費税のことをいう。

(^{*44}) 内国消費税等とは、上記、関税等以外の内国消費税のことをいう。

(^{*45}) 税科目の一部に再輸出免税がある場合を含む。

(^{*46}) 税科目の一部に再輸出免税がある場合または納期限延長の対象となる税科目以外の税科目すべてが再輸出免税の対象となる場合を含む。

納期限延長コード

H：包括納期限延長

K：個別納期限延長

M：包括納期限延長個別納期限延長混在

A：包括納期限延長即納混在

B：個別納期限延長即納混在

C：即納個別納期限延長混在

T：特例申告納期限延長

E：特例申告納期限延長即納混在

F：即納特例申告納期限延長混在

申告等種別コード欄及び納期限延長コード欄に入力可能な組み合わせは以下のとおり。

○：入力可 ×：入力不可

		申告等種別コード			
		C、K、U、B	J、P、R、T、V	Y	D、L、E
納期限延長コード	H、K	○	×	○	×
	M、A、B、C	○	×	×	×
	T、E、F	×	○	×	×

(2) 原産地証明書識別の入力方法について

(A) 原産地証明書識別の体系について

原産地証明書識別の体系は以下のとおり。

原産地（申告）種別（2桁） ＋ 原産地証明者等区分（1桁） ＋ 貨物の種類（1桁）

(B) 原産地（申告）種別について

適用する税率に応じた2桁のコード

(C) 原産地証明者等区分について

原産地証明者等区分	内容
T	輸出国当局が発給した原産地証明書（第三者証明）
A	認定輸出者による自己証明（原産地申告）
P	製造者による原産品申告書
Q	製造者による原産品申告書（原産性に関する情報が提供できない場合）
E	輸出者による原産品申告書
F	輸出者による原産品申告書（原産性に関する情報が提供できない場合）
I	輸入者による原産品申告書
O	原産地証明書等の提出が不要な場合

(D) 貨物の種類について

申告等種別が「J」、「P」または「R」の場合は、「M」または「7」の入力不可。

入力条件					入力可能なコード			原産地証明
貨物の種類	原産地証明書の種類等	有／無	添付書類の種類	有／無	特恵用	EPA用	WTO協定用等	
自国関与品	特恵用原産地証明書	○	累積加工製造証明書	○	A			*
	特恵用原産地証明書	○	—	—	J			*
自国関与品以外	特恵用原産地証明書	○	累積加工製造証明書	○	B			*
上記特恵用識別「A」「J」及び「B」の場合を除く貨物	特恵用原産地証明書	○	—	—	P			*
税関長が貨物の種類または形状により、その原産地が明らかであると認めた貨物	提出省略	—	—	—	C	6		
少額貨物扱い	—	—	—	—	T	5		
EPA関税割当品目	EPA用原産地証明書	○	EPA関税割当証明書	○		1		*
	EPA用原産品申告書							
	少額	—	EPA関税割当証明書	○		2		
	提出省略	—	EPA関税割当証明書	○		3		

入力条件					入力可能なコード			原産地証明
貨物の種類	原産地証明書の種類等	有／無	添付書類の種類	有／無	特恵用	EPA用	WTO協定用等	
EPAに基づく原産地証明書または原産品申告書がある貨物	EPA用原産地証明書	○	—	—		4		*
	EPA用原産品申告書							
協定用原産地証明書がある貨物	協定用原産地証明書	○	—	—			G	*
貨物、インボイス等により原産地が確認できる貨物	協定用原産地証明書	×	—	—			R	
輸入割当等公表告示三—8に規定する原産地証明書がある貨物	輸入割当等公表告示三—8に規定する原産地証明書	○	—	—			S	*
原産地が確認できない貨物	—	—	—	—			N	
原産地証明書提出猶予申請を行う貨物	—	—	—	—	M			
原産地証明書提出猶予申請または原産品申告書提出猶予申請を行う貨物（EPA用）（EPA関税割当品目に該当しないものに限る）	—（EPA用原産地証明書）	—	—	—		7		
	—（EPA用原産品申告書）							

（３）納付方法識別及び口座番号の入力方法について

納付方法識別欄及び口座番号欄へ入力可能な組み合わせは以下のとおり。

納期限延長	納付方法識別	口座番号	処理内容
納期限延長なし （全科目即納）	M	入力あり	エラー
		入力なし	全科目についてマルチペイメントネットワーク（以下、MPNという。）による納付を行う
	入力なし	入力あり	エラー
		入力なし	全科目について直納による納付を行う
	R	入力あり	全科目について口座振替（リアルタイム口座）による納付を行う
		入力なし	エラー
納期限延長あり （全科目納期限延長）	C	入力あり	エラー
		入力なし	エラー
	M	入力あり	エラー
		入力なし	全科目についてMPNによる納付を行う
	入力なし	入力あり	エラー
		入力なし	全科目について直納による納付を行う
	R	入力あり	エラー
		入力なし	エラー
	C	入力あり	エラー
		入力なし	エラー

納期限延長	納付方法 識別	口座番号	処理内容
納期限延長あり (即納との混在)	M	入力あり	エラー
		入力なし	全科目についてMPNによる納付を行う
	入力なし	入力あり	エラー
		入力なし	全科目について直納による納付を行う
	R	入力あり	納期限延長の科目について直納による納付を行う 即納の科目について口座振替（リアルタイム口座）による納付を行う
		入力なし	エラー
	C	入力あり	納期限延長の科目についてMPNによる納付を行う 即納の科目について口座振替（リアルタイム口座）による納付を行う
		入力なし	エラー

(4) 入力画面コードについて

端末パッケージで入力画面を表示する場合は、申告等種別により画面コードを指定する必要がある。

指定する画面			選択条件（申告等種別）
システム	画面コード	画面名	
海上	S I D	輸入申告	「C」または「F」の場合
	S H K	輸入（引取）申告	「H」または「N」の場合
	S H T	輸入（引取・特例）申告	「J」または「P」の場合
	S T K	特例申告	「T」または「V」の場合
	S I S	蔵入等承認申請	「S」、「M」、「A」または「G」の場合
	S I W	蔵出等輸入申告	「K」、「D」、「U」、「L」、「B」または「E」の場合
	S S T	蔵出輸入（引取・特例）申告	「R」の場合
航空	A I D	輸入申告	「C」または「F」の場合
	A S D	輸入申告（少額関税無税）	「Y」の場合
	A H K	輸入（引取）申告	「H」または「N」の場合
	A H T	輸入（引取・特例）申告	「J」または「P」の場合
	A T K	特例申告	「T」または「V」の場合
	A I S	蔵入等承認申請	「S」、「M」、「A」または「G」の場合
	A I W	蔵出等輸入申告	「K」、「D」、「U」、「L」、「B」または「E」の場合
	A S T	蔵出輸入（引取・特例）申告	「R」の場合

(5) 応答画面の再送信について

原産地証明書識別欄に特惠を使用する旨の原産地証明書識別を入力すれば、特惠税率適用可能な品目がある旨の注意喚起メッセージを出力した場合は、応答画面からの連続した輸入申告等変更は不可となる。I D C業務またはI D E業務を行う場合は、初期画面から行う必要がある。

(6) 出力される関連省庁の届出・申請番号について

関連省庁の届出・申請情報が複数関連付けられている場合は、関連省庁別の以下の出力項目に有効かつ最初に登録された届出・申請番号を出力する。

①食品等輸入届出受付番号欄

②輸入植物検査申請番号欄

③畜産物輸入検査申請番号欄

なお、関連付けられているすべての届出・申請番号は「関連省庁申告・申請状況照会（I X X）」業務で確認することができる。

（７）通貨コードについて

輸入申告等変更に係る変更事項の登録の場合で、「ＪＰＹ」以外の通貨コードが入力されており、輸入等申告時の換算レートがシステムに登録されていない場合は、通貨コードを「ＪＰＹ」とし手計算による邦貨換算後の金額を入力する。

（８）ＢＰ承認後のチェックについて

ＢＰ承認後の場合は、以下の項目に入力された内容について、システムにおける存在チェックを行わない。

①通関予定蔵置場コード欄

②Ｂ／Ｌ番号／AWB番号欄

③ＢＰ申請事由コード欄

(9) 変更不可項目について

本業務の入力項目のうち変更不可項目は以下のとおりとする。

○：変更可、×：変更不可、－：対象外

項 番	条件 項目名	輸入申告等 後	予備申告済 み本申告前	B P 承認後	本船・ふ中 扱い承認後 の輸入申告 等後	輸入（引 取）許可後 特例申告前
1	申告等種別コード	× ^{*47}	× ^{*47}	×	×	○ ^{*48}
2	申告貨物識別	× ^{*57}	× ^{*57}	× ^{*57}	× ^{*57}	－
3	あて先官署コード	×	×	× ^{*59}	×	－
4	あて先部門コード	○	○	○	○	－
5	輸入者コード	× ^{*49}	× ^{*49}	×	× ^{*49}	×
6	輸入者名	×	×	×	×	－
7	通関予定蔵置場コード	○ ^{*51、*55、*56、*58}	○ ^{*51、*55}	×	×	－
8	一括申告等識別	○	○	×	×	－
9	申告等予定者コード	×	×	×	×	－
10	輸入取引者コード	×	×	×	×	－
11	輸入取引者名	○	○	○	○	－
12	仕出人コード	○	○	○	○	－
13	検査立会者	×	×	×	×	－
14	B/L 番号/AWB 番号	○ ^{*52}	○ ^{*52}	×	×	－
15	貨物個数	○	○	○ ^{*50}	○	－
16	貨物重量（グロス）	○	○	○ ^{*50}	○	－
17	重量単位コード（グ ロス）	○	○	○ ^{*50}	○	－
18	積載船舶コード	○	○	×	×	－
19	積載船（機）名	○	○	×	×	－
20	入港年月日	○	○	○ ^{*50}	○	－
21	船（取）卸港コード	○	○	○ ^{*50}	○	－
22	積出地コード	○	○	○ ^{*50}	○	－
23	積出地名	○	○	○ ^{*50}	○	－
24	共通管理番号	○	○	×	○	－
25	食品衛生証明識別	○	○	×	○	－
26	植物防疫証明識別	○	○	×	○	－
27	動物検疫証明識別	○	○	×	○	－
28	インボイス識別	○	○	× ^{*53}	○	× ^{*53}
29	電子インボイス受付 番号	○	○	×	○	×
30	B P 申請事由コード	○	○	×	○	－
31	担保登録番号	○	○	×	○	○ ^{*54}

(* 4 7) 「Y」から「C」への変更のみ可能。

(* 4 8) 申告等種別が「H」、「J」または「R」で、輸入（引取）許可後に特例申告に係る事項登録を行う場合は、「T」への変更が必須となる。

申告等種別が「N」または「P」で、輸入（引取）許可後に特例申告に係る事項登録を行う場合は、「V」への変更が必須となる。

(* 4 9) 無符号輸入者から有符号輸入者への変更のみ可能。

(* 5 0) 航空の場合は、変更不可

- (* 5 1) 管轄税関が変更される場合は、変更不可。ただし、予備申告済み本申告前の場合で自由化申告の場合を除く。
- (* 5 2) 輸入申告DBに登録されている通関予定蔵置場が到着即時輸入申告扱いに係る保税地域コードまたは貨物到着前輸入申告扱いに係る保税地域コードの場合は、1回目のB/L番号/AWB番号欄は変更不可（航空のみ）。
- (* 5 3) インボイス識別がスペース、「A」または「B」の場合のみ、「A」または「B」への変更が可能。
- (* 5 4) 輸入（引取）許可後に特例申告に係る事項登録を行う場合は、1回目の担保登録番号欄は変更不可。
- (* 5 5) 通関予定蔵置場コード欄に入力された保税地域コードについて、変更可能な組み合わせは以下のとおり。

○：変更可能 ×：変更不可 －：対象外

通関予定蔵置場コード		変更可否
変更前	変更後	
到着即時輸入申告扱い	到着即時輸入申告扱い	－
	貨物到着前輸入申告扱い	×
	上記以外	○
貨物到着前輸入申告扱い	到着即時輸入申告扱い	×
	貨物到着前輸入申告扱い	－
	上記以外	○
上記以外	到着即時輸入申告扱い	○ ただし、貨物到着前輸入申告扱いに係る保税地域コードからの変更後の場合は、変更不可。
	貨物到着前輸入申告扱い	×
	上記以外	○

- (* 5 6) 本船・ふ中に対応するコードへの変更は不可。
- (* 5 7) 申告貨物識別がスペース、「L」または「X」の場合は、スペース、「L」または「X」への変更のみ可能。
申告貨物識別が「E」、「H」、「M」または「U」の場合は、「E」、「H」、「M」または「U」への変更のみ可能。
- (* 5 8) 航空の場合は、以下のいずれかの場合のみ変更可能。
- ①貨物到着前輸入申告扱いに係る保税地域コードからの変更
 - ②貨物到着前輸入申告扱いに係る保税地域コードからの変更後、貨物が突合前の場合に、貨物到着前輸入申告扱いに係る保税地域コードへの変更

- (* 5 9) BP承認時のあて先官署が廃止となった場合でIBPを実施する場合は、システムに登録されている引継先官署への変更のみ可能。ただし、引継先官署が複数存在する場合は、同一税関内であれば変更可能。また、IBP後は変更不可。